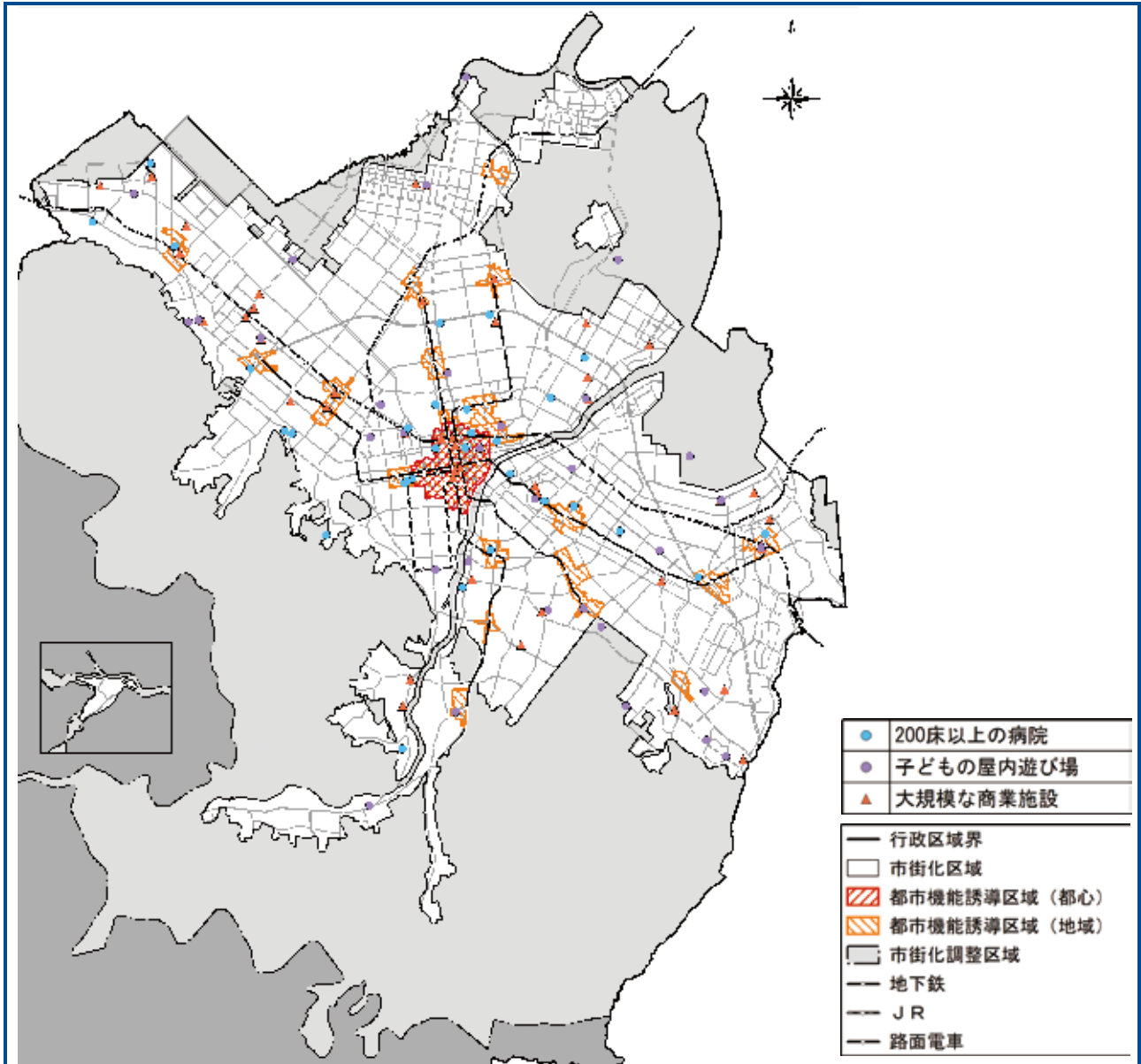
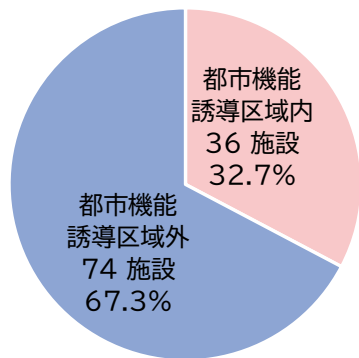


8 都市機能立地状況

8-1 日常生活を支える都市機能



都市機能誘導区域内外の割合



備考

【資料】（令和7年時点）
 200床以上の病院：医療機関名簿（北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課）
 ※一般病床を200床以上有する病院を抽出して整理
 子どもの屋内遊び場：札幌市
 ※0歳～12歳程度の子どもの対象に体を動かして遊ぶことを目的とした遊戯施設でインターネット上の公開情報から床面積が1,000㎡未満と予想される施設を除いて整理
 大規模な商業施設：全国大型小売店総覧（東洋経済新報社）
 ※店舗面積10,000㎡以上の施設を抽出して整理

第1章
計画の
基本事項

第2章
都市づくりの
これまでと
これから

第3章
都市づくりの理念、
目標、立地の適正化に
関する基本的な方針

第4章
誘導区域と
誘導施設

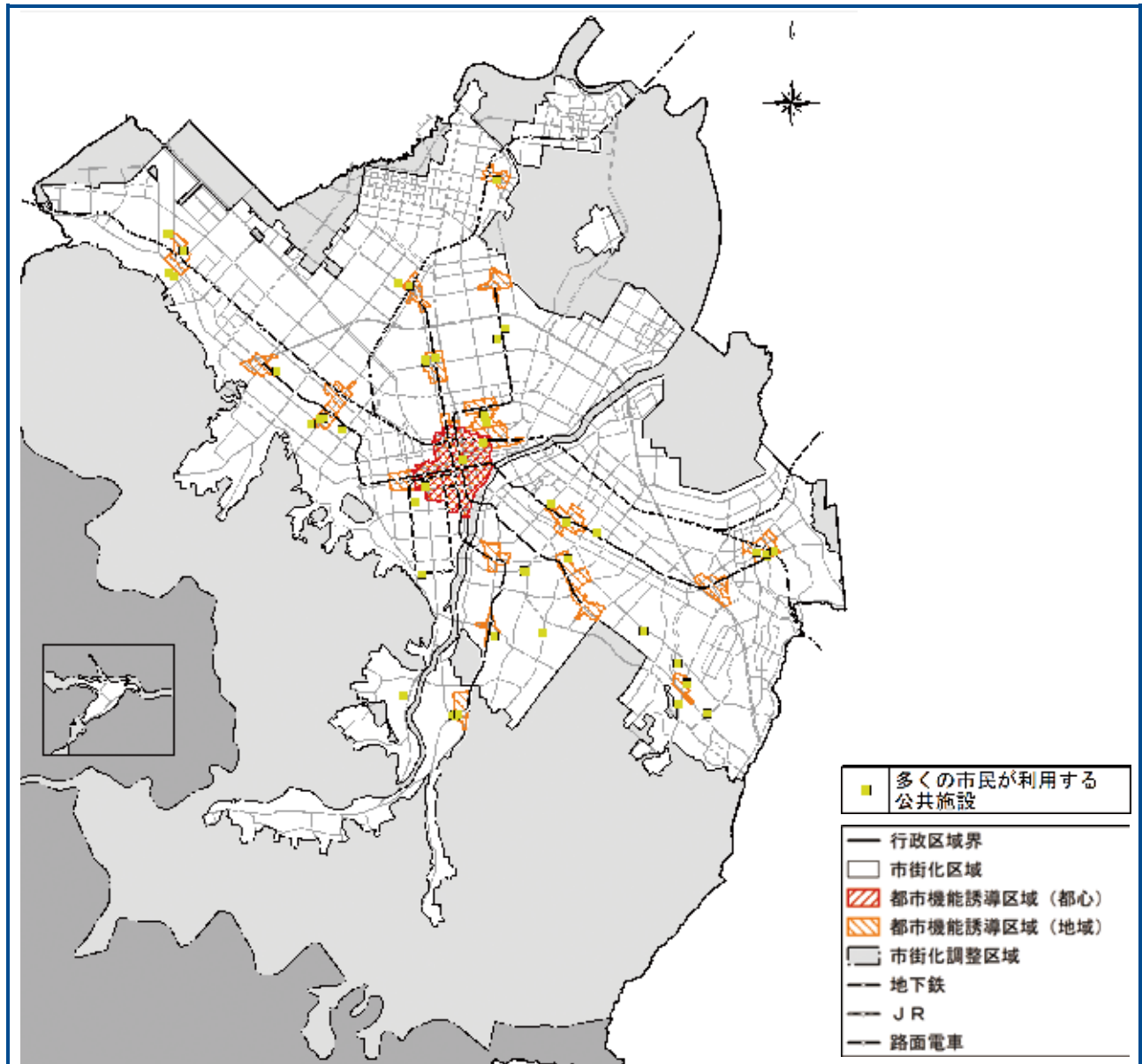
第5章
誘導に関する
施策

第6章
立地適正化計画
における
防災指針

第7章
立地適正化計画の
実効性向上に向けた
指標・目標値

資料編

8-2 公共サービス機能



- 多くの市民が利用する公共施設
- 行政区境界
- 市街化区域
- ▨ 都市機能誘導区域（都心）
- ▨ 都市機能誘導区域（地域）
- ▨ 市街化調整区域
- 地下鉄
- JR
- 路面電車

都市機能誘導区域内外の割合	備考
<p>都市機能誘導区域内 43 施設 67.2%</p> <p>都市機能誘導区域外 21 施設 32.8%</p>	<p>【資料】（令和7年時点） 多くの市民が利用する公共施設：札幌市</p> <p>※札幌市の条例に規定する区役所、保健センター、区民センター、図書館、体育館、区保育・子育て支援センターを整理</p>

第1章 計画の基本事項

第2章 都市づくりのこれまでとこれから

第3章 都市づくりの理念、目標、立地の適正化に関する基本の方針

第4章 誘導区域と誘導施設

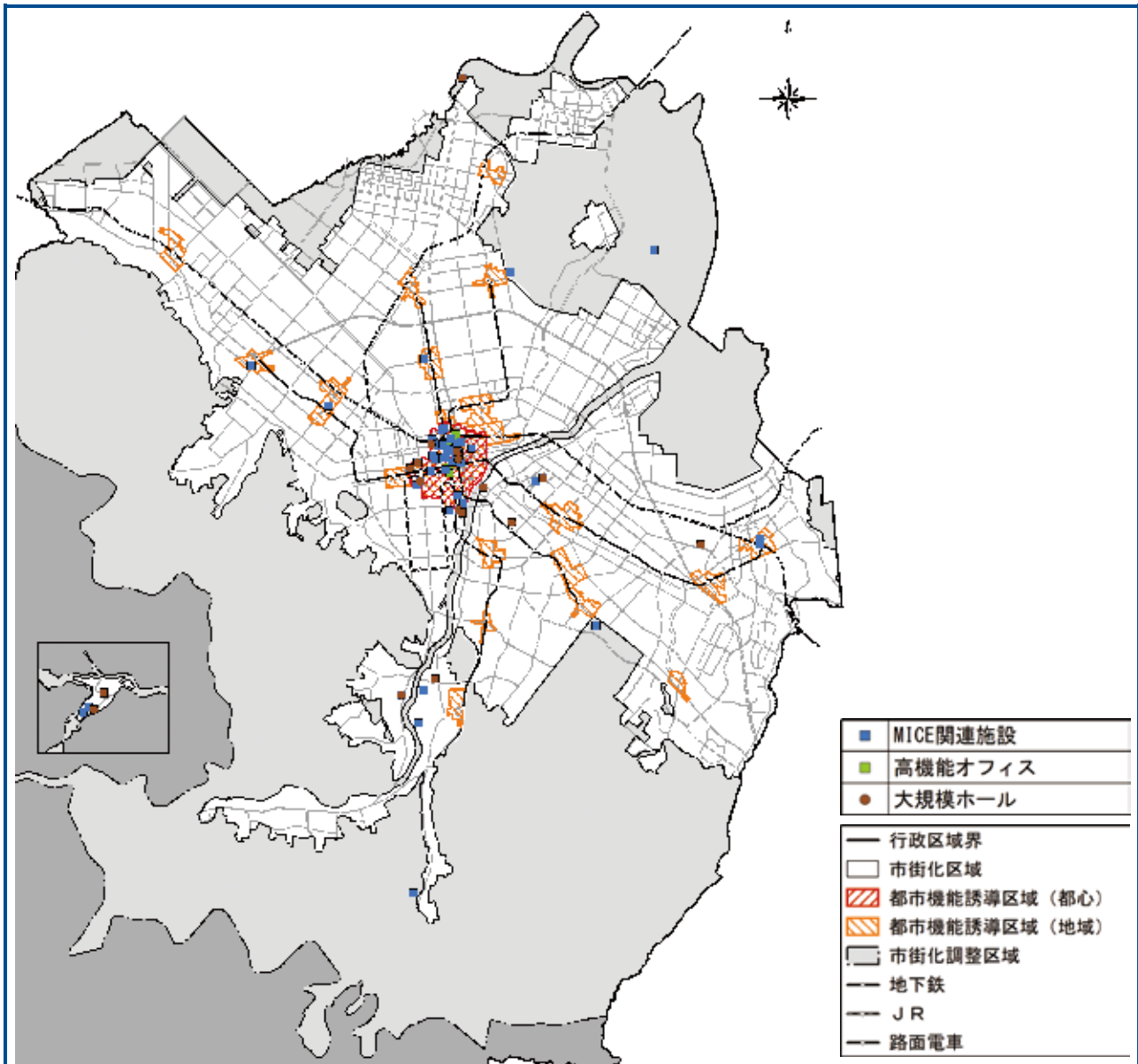
第5章 誘導に関する施策

第6章 立地適正化計画における防災指針

第7章 立地適正化計画の実効性向上に向けた指標・目標値

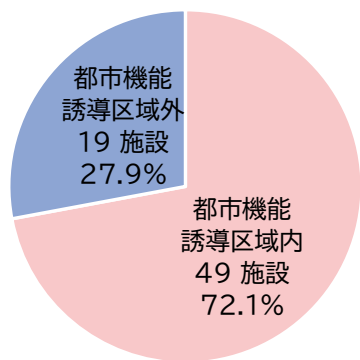
資料編

8-3 都市の魅力をもつ都市機能



都市機能誘導区域内外の割合

備考



【資料】(令和7年時点)

MICE関連施設：札幌市

※札幌コンベンション施設ガイド(札幌市経済観光局)に記載の施設を整理

高機能オフィス：札幌市

大規模ホール：札幌市

※札幌コンベンション施設ガイド(札幌市経済観光局)に記載の施設のうち、1,000人以上収容可能なホールを備えた施設を抽出

第1章
計画の
基本事項

第2章
都市づくりの
これまでと
これから

第3章
都市づくりの理念、
目標、立地の適正化に
関する基本的な方針

第4章
誘導区域と
誘導施設

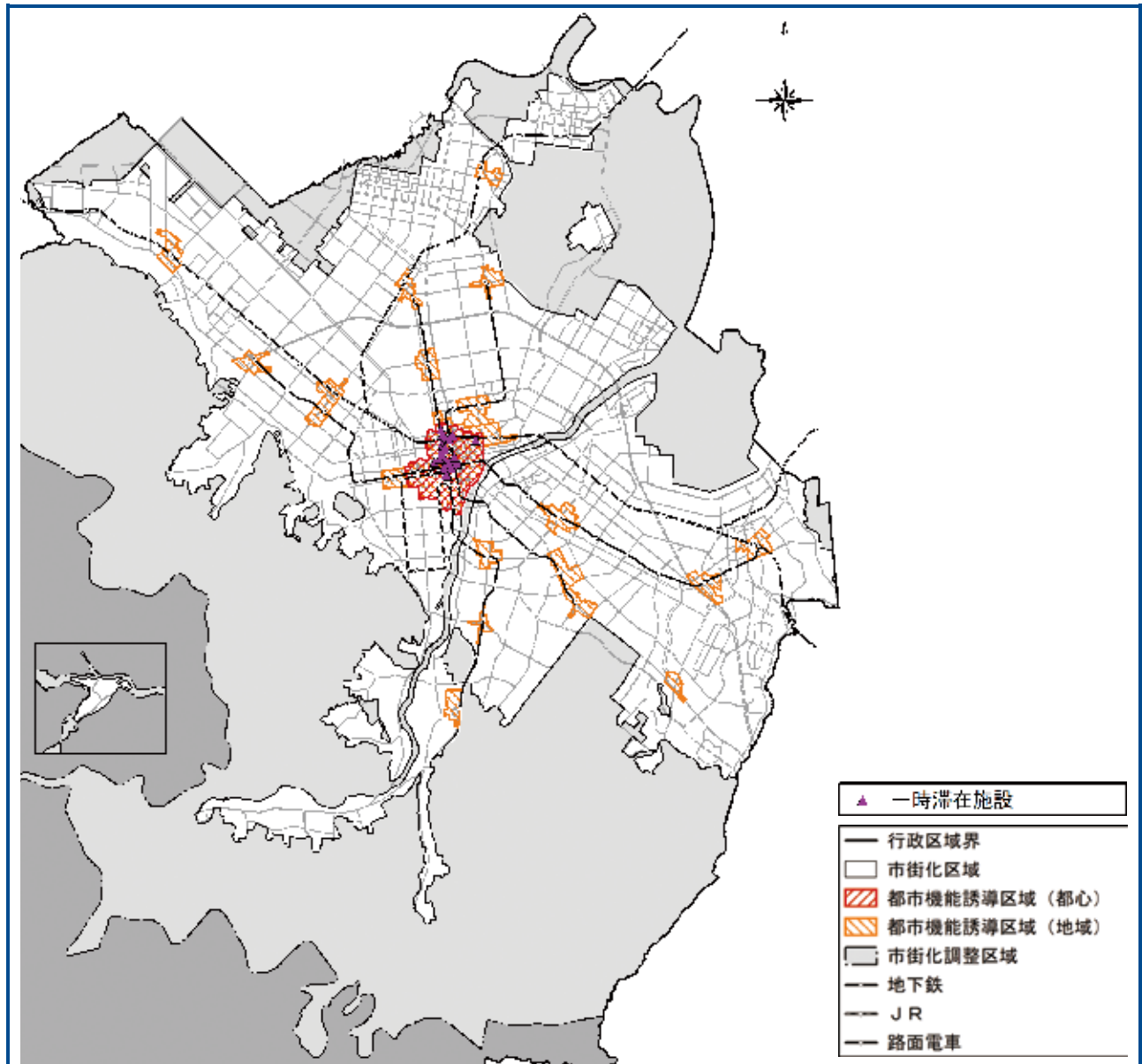
第5章
誘導に関する
施策

第6章
立地適正化計画
における
防災指針

第7章
立地適正化計画の
実効性向上に向けた
指標・目標値

資料編

8-4 防災力を高める都市機能



都市機能誘導区域内外の割合	備考
<p>都市機能誘導区域内 27 施設 100.0%</p>	<p>【資料】（令和7年時点） 一時滞在施設：札幌市</p> <p>※札幌駅・大通駅周辺地区都市再生安全確保計画に位置付けられる一時滞在施設および一時滞在施設に関する協定を締結している施設</p>

第1章 計画の基本事項

第2章 都市づくりのこれまでとこれから

第3章 都市づくりの理念、目標、立地の適正化に関する基本的な方針

第4章 誘導区域と誘導施設

第5章 誘導に関する施策

第6章 立地適正化計画における防災指針

第7章 立地適正化計画の実効性向上に向けた指標・目標値

資料編

9 都市構造評価

9-1 札幌市の都市構造評価の総括

	評価項目	単位	数値	備考
①生活利便性	日常生活サービスの徒歩圏充足率	%	75.8	徒歩圏内人口÷総人口(市街化区域内)
	居住を誘導する区域における人口密度	人/ha	108.2	居住誘導区域内人口÷居住誘導区域面積
	医療施設の徒歩圏人口カバー率	%	96.6	徒歩圏内人口÷総人口(市街化区域内)
	福祉施設の徒歩圏人口カバー率	%	99.4	徒歩圏内人口÷総人口(市街化区域内)
	子育て関連施設の徒歩圏人口カバー率	%	98.5	徒歩圏内人口÷総人口(市街化区域内)
	商業施設の徒歩圏人口カバー率	%	89.8	徒歩圏内人口÷総人口(市街化区域内)
	基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率	%	88.4	徒歩圏内人口÷総人口(市街化区域内)
	公共交通沿線地域の徒歩圏人口カバー率	%	93.6	徒歩圏内人口÷総人口(市街化区域内)
	医療施設の徒歩圏人口密度	人/ha	80.8	徒歩圏内人口÷徒歩圏面積(市街化区域内)
	福祉施設の徒歩圏人口密度	人/ha	78.1	徒歩圏内人口÷徒歩圏面積(市街化区域内)
	子育て関連施設の徒歩圏人口密度	人/ha	79.6	徒歩圏内人口÷徒歩圏面積(市街化区域内)
	商業施設の徒歩圏人口密度	人/ha	84.6	徒歩圏内人口÷徒歩圏面積(市街化区域内)
	公共交通の機関分担率	%	19.3	第4回道央都市圏パーソントリップ調査(H18)
	公共交通沿線地域の人口密度	人/ha	82.1	徒歩圏内人口÷徒歩圏面積(市街化区域内)
②健康・福祉	日常生活における歩行量(歩数)	千歩	男性:6.7 女性:5.9	健康さっぽろ21(第二次)中間評価と今後の推進(H31)
	メタボリックシンドロームとその予備軍の割合	%	25.9	「札幌市国民健康保険保健事業プラン 2024」(R6)
	徒歩と自転車の機関分担率	%	28.6	第4回道央都市圏パーソントリップ調査(H18)
	高齢者徒歩圏に医療機関がない世帯の割合	%	25.9	令和5年住宅・土地統計調査
	高齢者福祉施設の1km圏域高齢人口カバー率	%	99.9	1km圏内65歳以上人口÷65歳以上人口(市街化区域内)
	保育所の徒歩圏0~4歳人口カバー率	%	97.8	徒歩圏内4歳以下人口÷4歳以下人口(市街化区域内)
	買い物への移動手段における徒歩の割合	%	21.2	第4回道央都市圏パーソントリップ調査(H18)
	歩行者に配慮した道路の延長比率	%	81.4	歩行者専用道路、コミュニティ道路、歩道設置道路の延長÷道路総延長
	高齢者徒歩圏に公園がない世帯の割合	%	2.5	令和5年住宅・土地統計調査
③安全・安心	防災上危険性が懸念される地域に居住する人口の割合	%	4.5	土砂災害警戒区域内人口÷総人口(市街化区域内)
	市民一人あたりの交通事故死者数	人	0.1	全国市区町村別交通事故死者数(R3)
	公共空間率	%	29.8	公園緑地・道路面積÷総面積(市街化区域内)
	最寄り緊急避難場所までの平均距離	m	342	住宅から最寄り避難所までの直線距離の平均値
	空き家率	%	2.8	令和5年住宅・土地統計調査
④地域経済	従業者一人当たり第三次産業売上高	百万円	27.2	令和3年経済センサス-活動調査
	都市全域の小売商業床面積あたりの売上高(小売商業床効率)	万円/㎡	103.8	令和3年経済センサス-活動調査
	都市機能を誘導する区域における小売商業床効率	万円/㎡	110.9	都市機能誘導区域内年間商品販売額÷小売業売場面積(平成26年商業統計メッシュ)
	平均住宅地価	円/㎡	115,467	住宅地の地価合計÷地価ポイント数(地価公示(R7))
⑤行政運営	市民一人当たりの都市構造に関連する行政経費	千円	248.0	(目的別歳出額+企業会計支出額)÷総人口
	市街化調整区域等における開発許可面積の市街化区域等における開発許可面積に対する割合	%	28.0	市街化調整区域における開発許可面積÷市街化区域における開発許可面積(R4~R6)
	市民一人当たりの収税額(個人市民税・固定資産税)	千円	140.0	(個人市民税+固定資産税)÷総人口
⑥エネルギー/低炭素	市民一人当たりの自動車CO2排出量	t-CO2/年	0.3	令和3年度全国道路・街路交通情勢調査
	家庭部門における一人当たりのCO2排出量	t-CO2/年	2.7	住宅床面積(専用住宅及び店舗併用住宅、共同住宅)×CO2排出原単位÷総人口
	業務部門における従業者一人当たりのCO2排出量	t-CO2/年	5.0	建物用途別床面積(民生業務部門(第3次産業))×CO2排出原単位÷従業者数

第1章 計画の基本事項

第2章 都市づくりのこれから

第3章 都市づくりの理念、目標、立地の適正化に関する基本的な方針

第4章 誘導区域と誘導施設

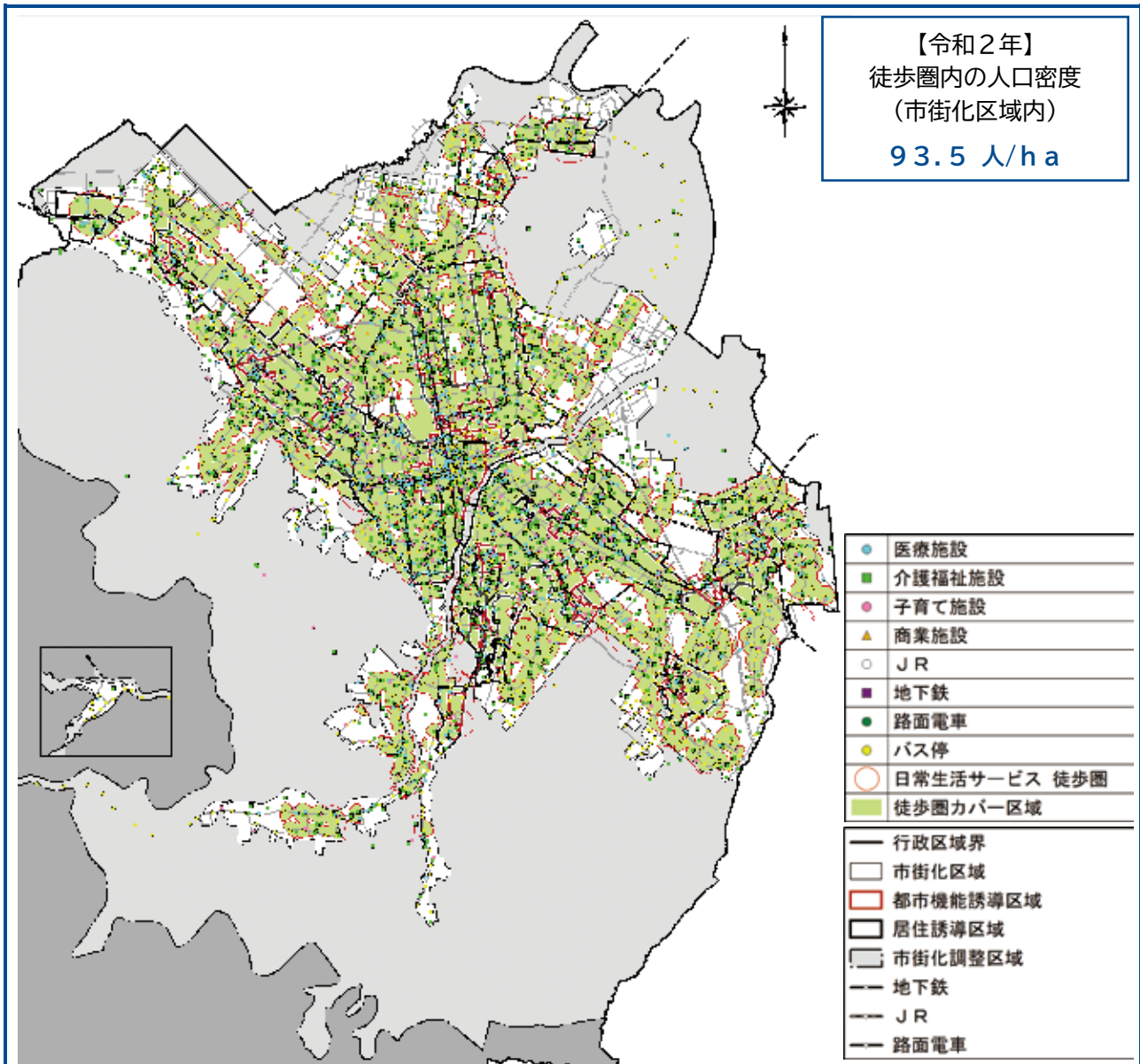
第5章 誘導に関する施策

第6章 立地適正化計画における防災指針

第7章 立地適正化計画の実効性向上に向けた指標・目標値

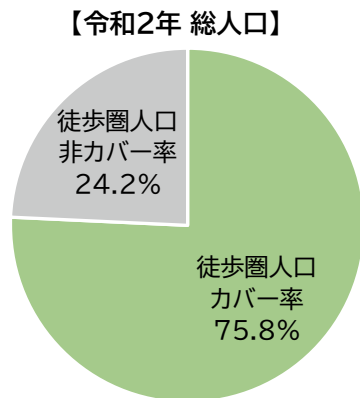
資料編

9-2 日常生活サービス徒歩圏充足率



【令和2年総人口】 徒歩圏人口カバー率

備考

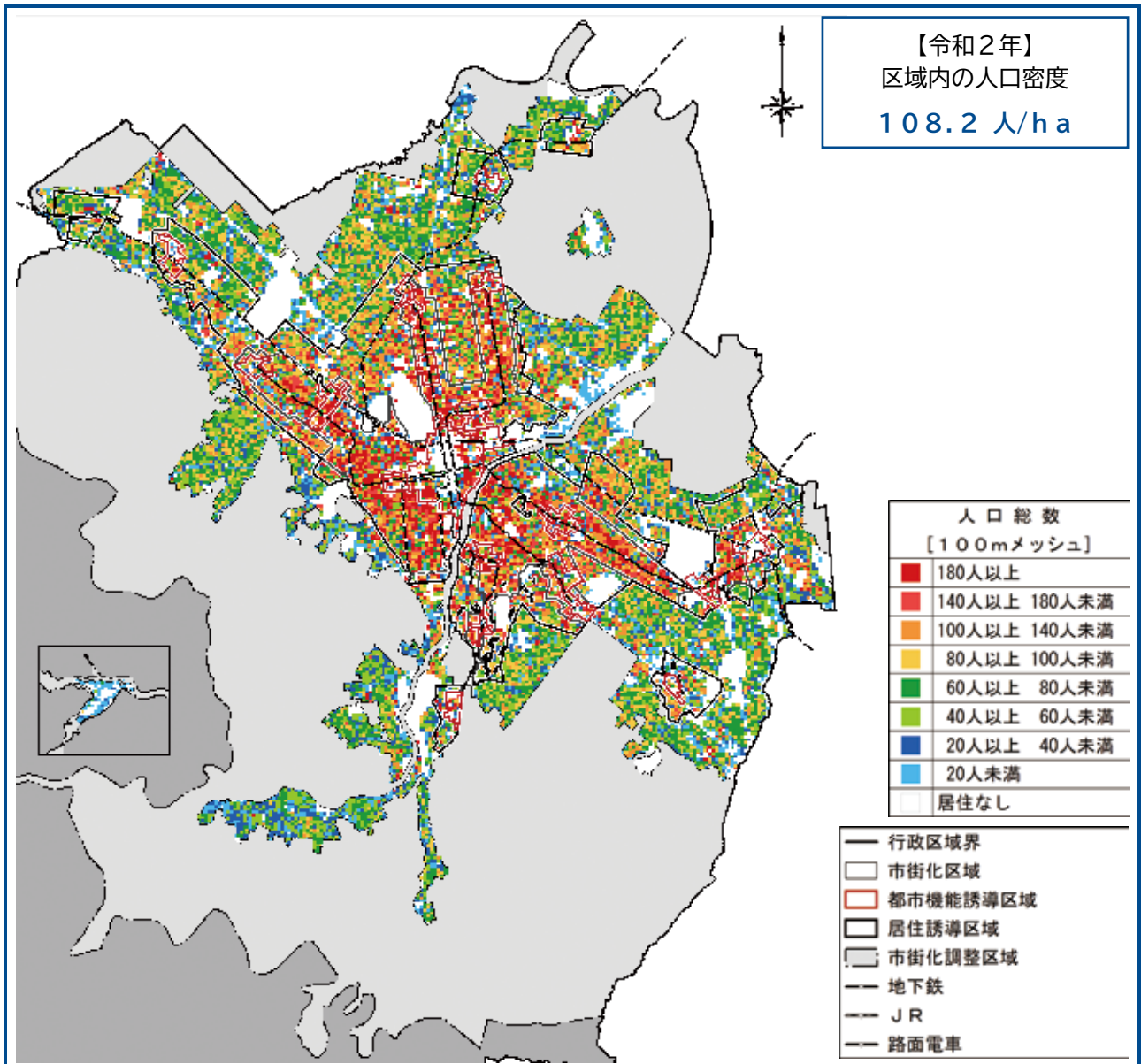


【資料】
各施設別ページに整理（9-4～9-8）

【日常生活サービス】
医療施設、福祉施設、子育て関連施設、商業施設、J R 駅、
地下鉄駅、路面電車駅、バス停

【徒歩圏】
医療施設、福祉施設、子育て関連施設、商業施設、J R 駅、
地下鉄駅：800m
路面電車駅、バス停：300m

9-3 居住を誘導する区域における人口密度（令和2年）



備考

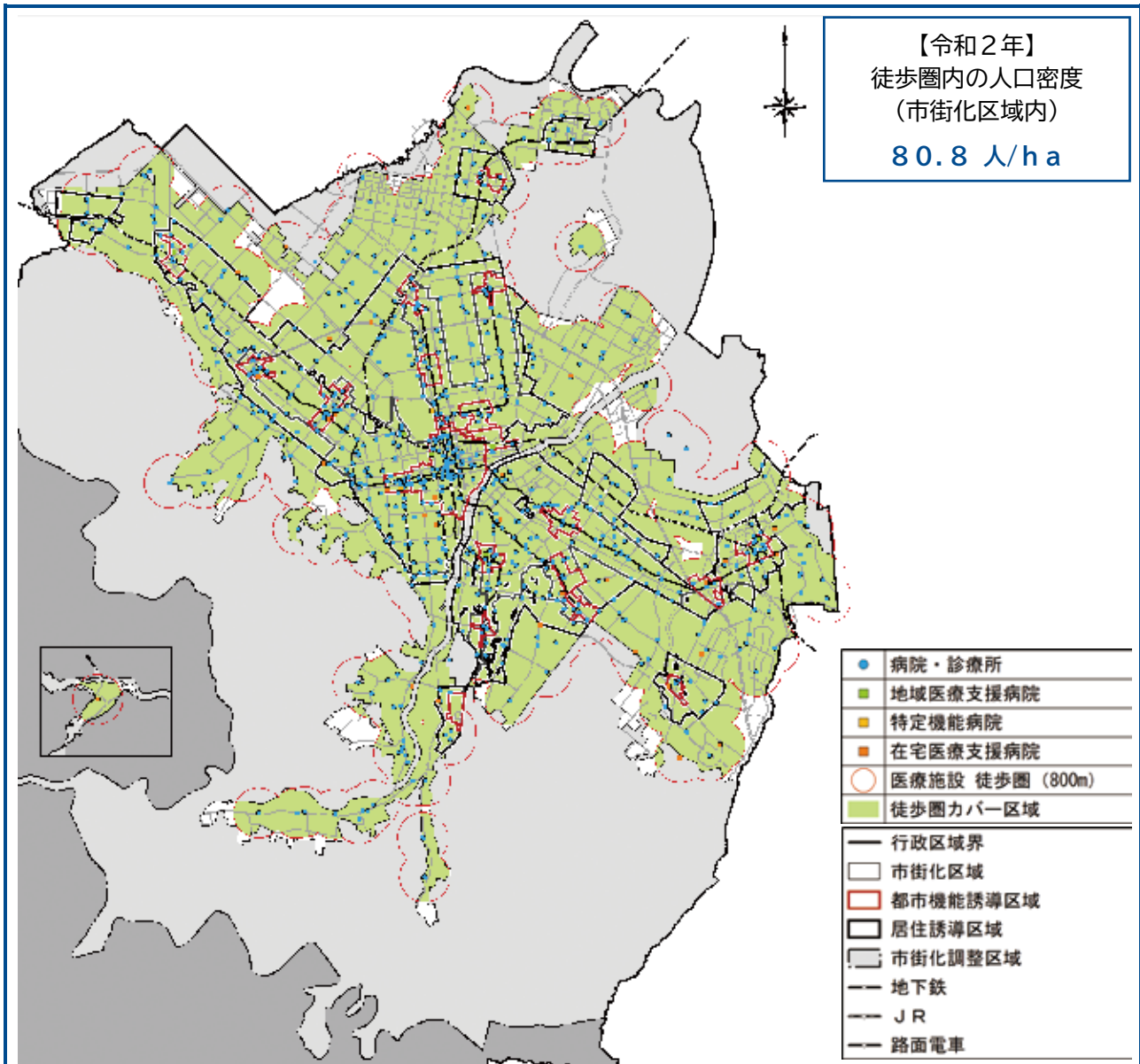
【資料】

100mメッシュ人口：札幌市

※令和2年国勢調査（5歳階級別人口）を基に、建物の立地状況を考慮して100mメッシュへ配分

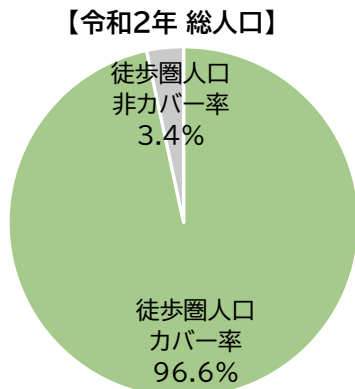
- 第1章 計画の基本事項
- 第2章 都市づくりのこれまでとこれから
- 第3章 都市づくりの理念、目標、立地の適正化に関する基本的な方針
- 第4章 誘導区域と誘導施設
- 第5章 誘導に関する施策
- 第6章 立地適正化計画における防災指針
- 第7章 立地適正化計画の実効性向上に向けた指標・目標値

9-4 医療施設の徒歩圏人口カバー率・人口密度



徒歩圏人口カバー率（市街化区域内）

備考

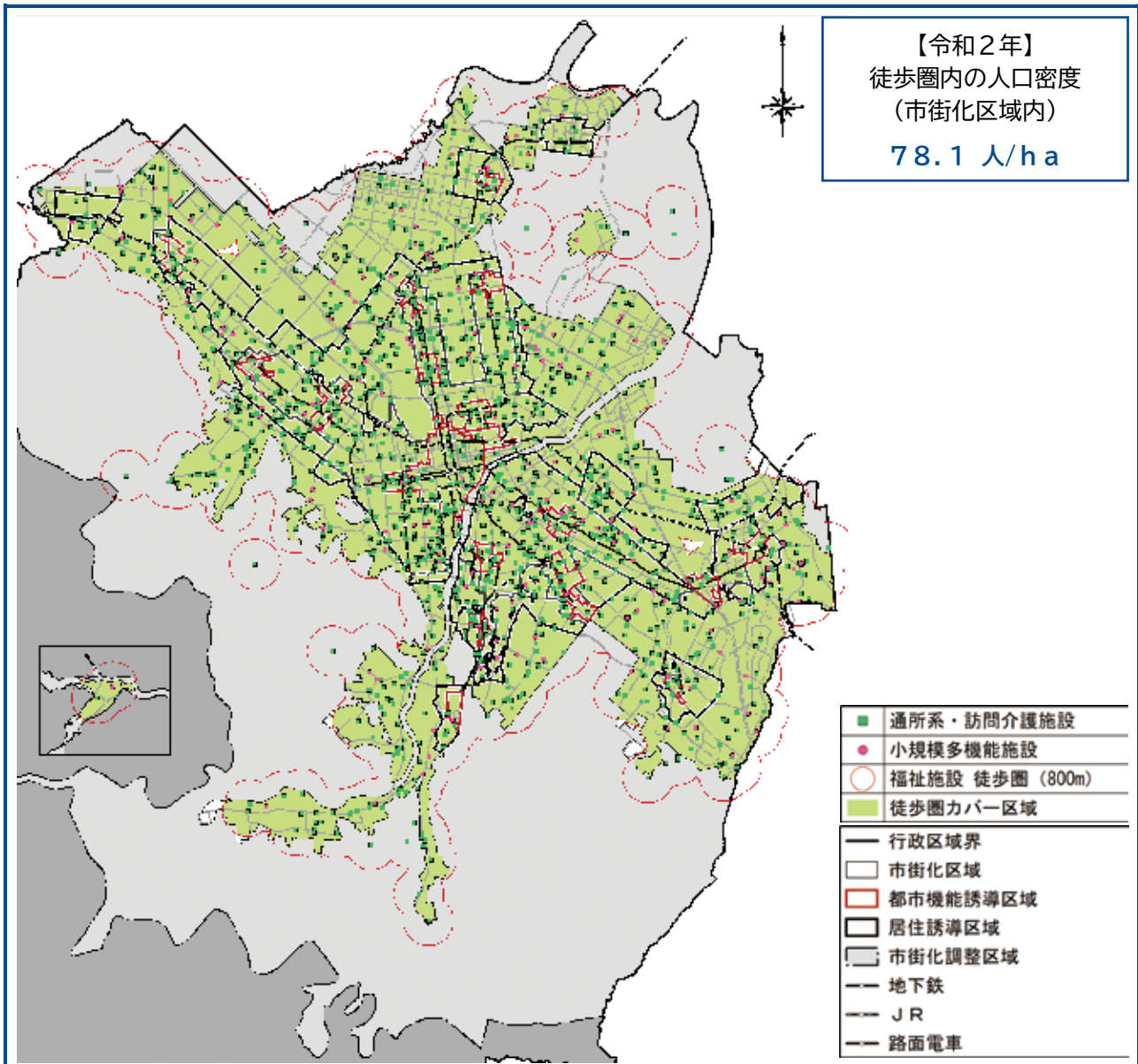


【資料】（令和6年時点）
 病院・診療所：医療機関名簿（北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課）
 特定機能病院：特定機能として承認を受けている医療機関一覧（厚生労働省）
 地域医療支援病院：地域医療支援病院一覧（北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課）
 在宅療養支援病院：地域医療情報システム（日本医師会）

【医療施設】
 内科、外科、小児科を有する病院・診療所、特定機能病院、地域支援病院、在宅療養支援病院

【徒歩圏】
 医療施設：800m

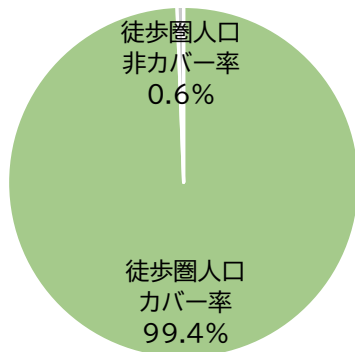
9-5 福祉施設の徒歩圏人口カバー率・人口密度



徒歩圏人口カバー率 (市街化区域内)

備考

【令和2年 総人口】



【資料】(令和6年時点)

福祉施設：札幌市

【福祉施設】

通所系・訪問介護施設、小規模多機能施設

【徒歩圏】

福祉施設：800m

第1章
計画の
基本事項

第2章
都市づくりの
これまでと
これから

第3章
都市づくりの理念、
目標、立地の適正化に
関する基本的な方針

第4章
誘導区域と
誘導施設

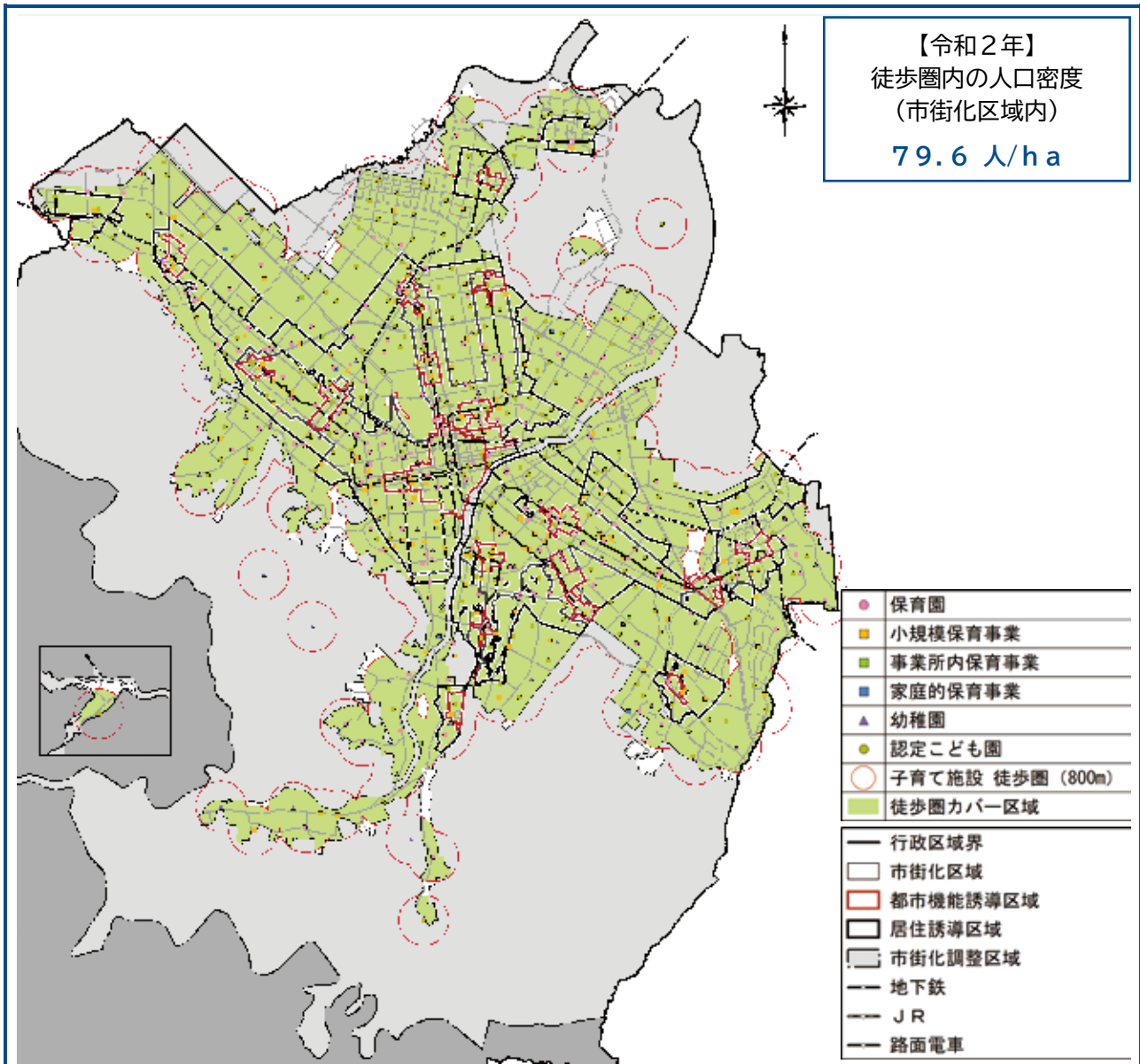
第5章
誘導に関する
施策

第6章
立地適正化計画
における
防災指針

第7章
立地適正化計画の
実効性向上に向けた
指標・目標値

資料編

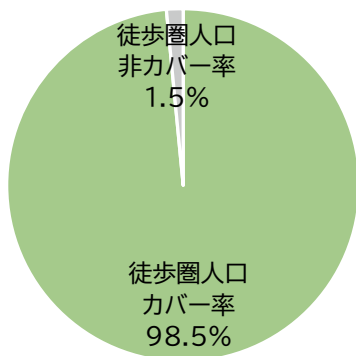
9-6 子育て関連施設の徒歩圏人口カバー率・人口密度



徒歩圏人口カバー率（市街化区域内）

備考

【令和2年 総人口】

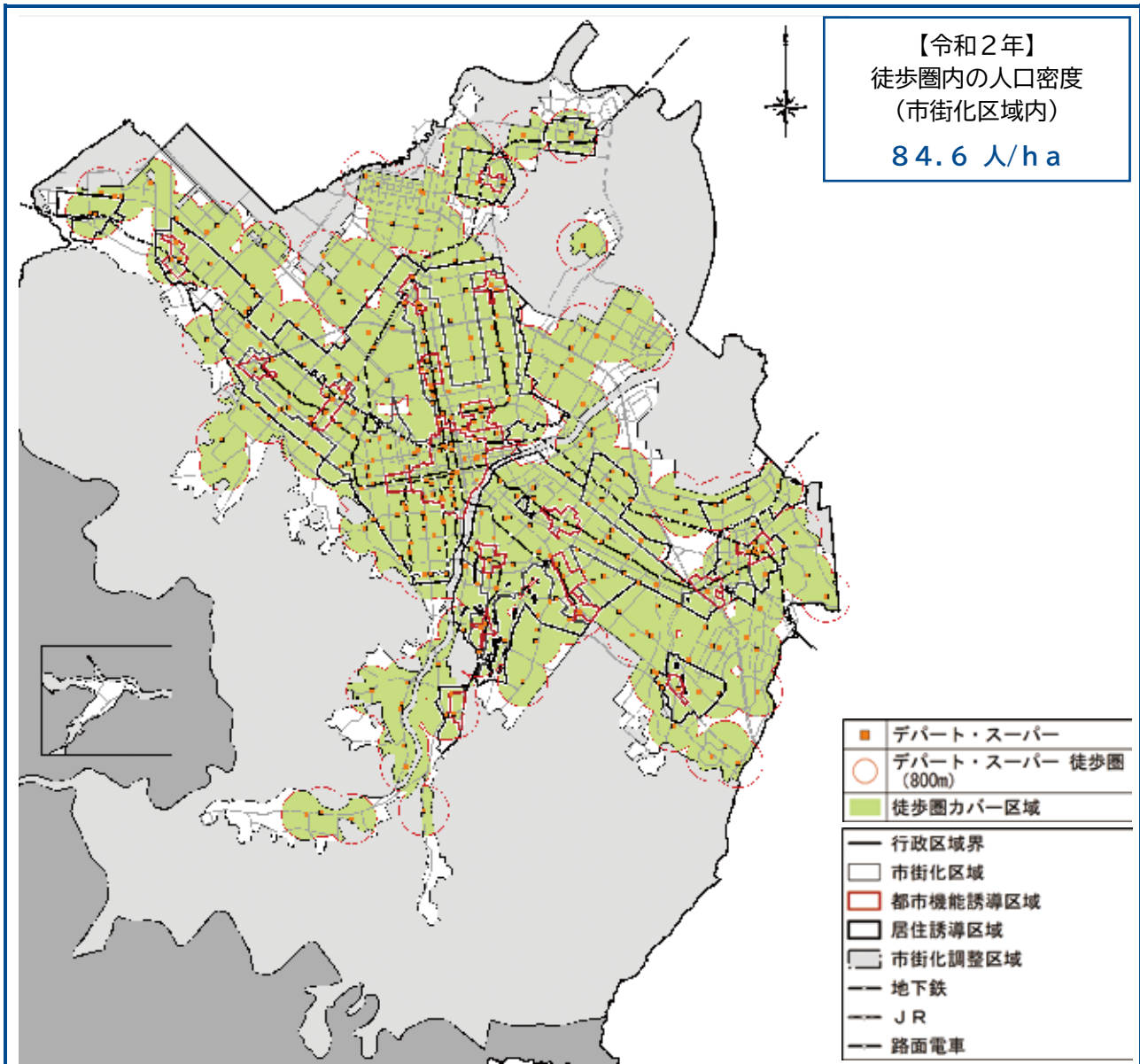


【資料】（令和6年時点）
子育て関連施設：札幌市

【子育て関連施設】
幼稚園、保育園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、認定こども園

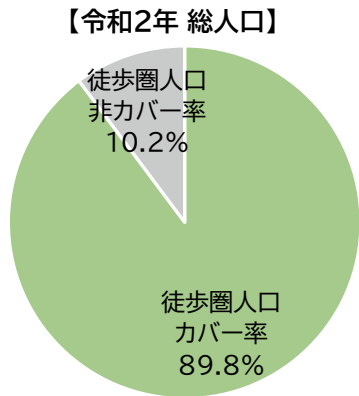
【徒歩圏】
子育て関連施設：800m

9-7 商業施設の徒歩圏人口カバー率・人口密度



徒歩圏人口カバー率（市街化区域内）

備考



【資料】（令和6年時点）
商業施設：iタウンページ（NTTタウンページ）、日本スーパー名鑑（株式会社食品速報）、全国大型小売店総覧（東洋経済新報社）

【商業施設】
デパート、食料品を取り扱っている専門・総合スーパー

【徒歩圏】
商業施設：800m

第1章
計画の
基本事項

第2章
都市づくりの
これまでと
これから

第3章
都市づくりの理念、
目標、立地の適正化に
関する基本的な方針

第4章
誘導区域と
誘導施設

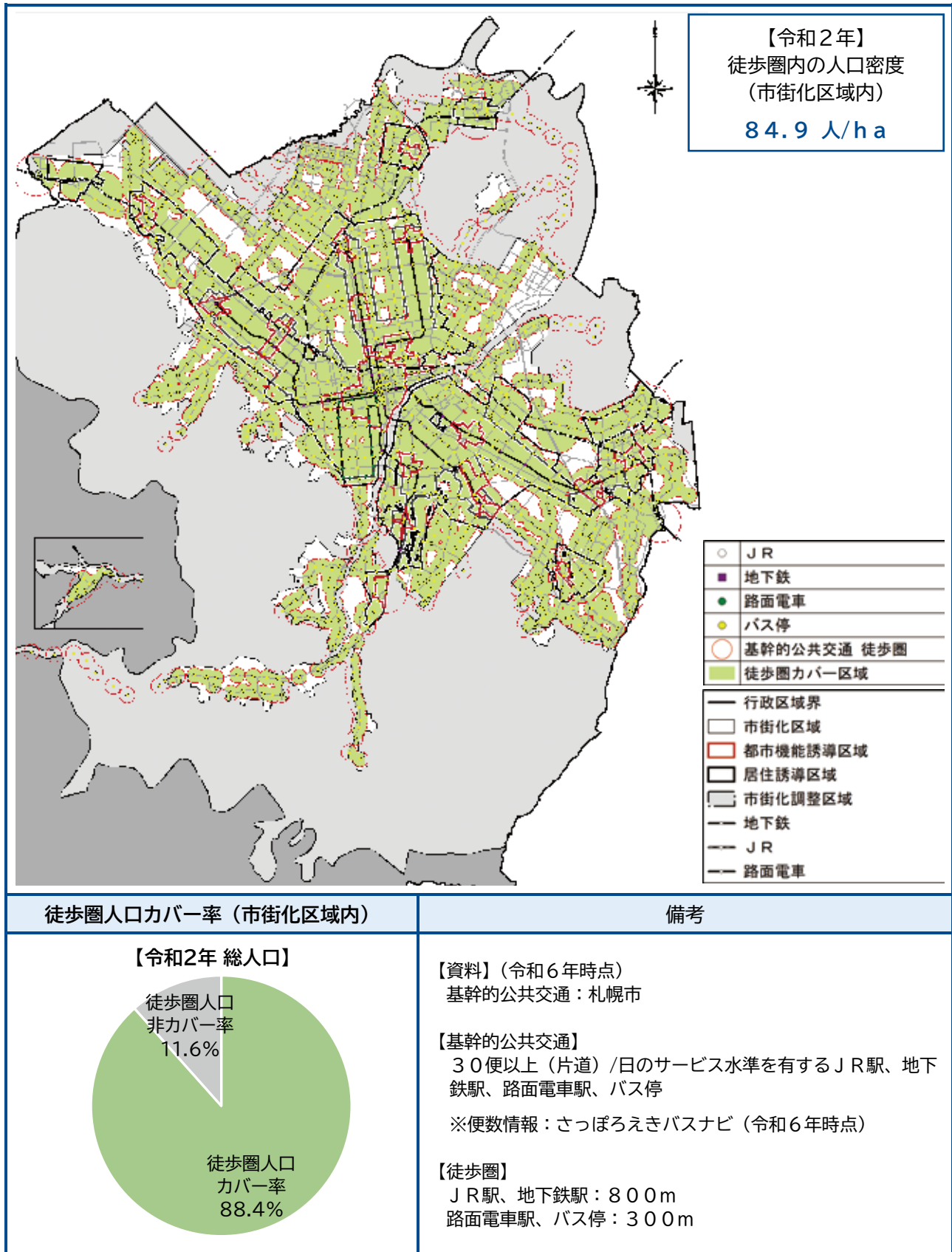
第5章
誘導に関する
施策

第6章
立地適正化計画
における
防災指針

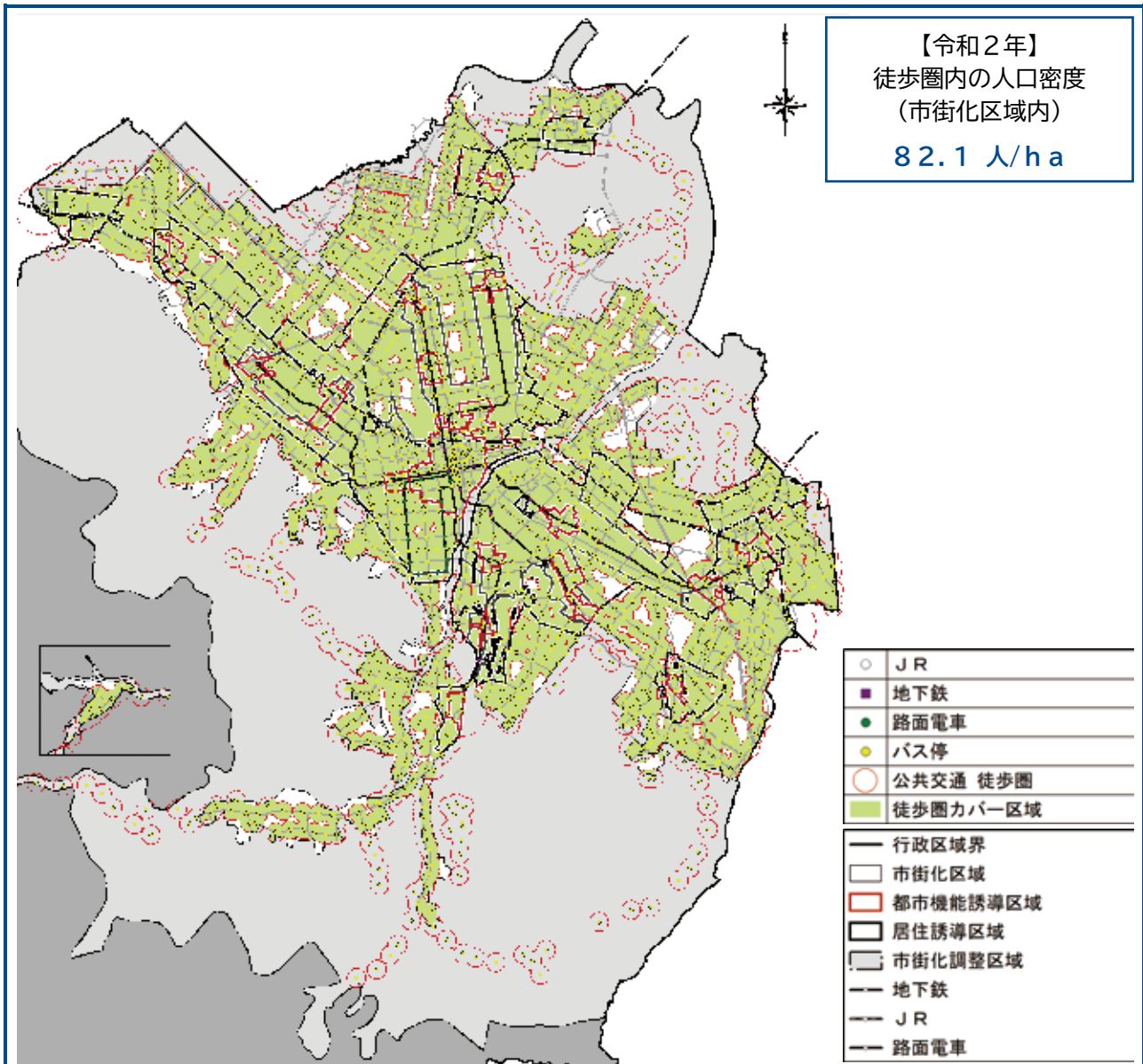
第7章
立地適正化計画の
実効性向上に向けた
指標・目標値

資料編

9-8 基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率・人口密度

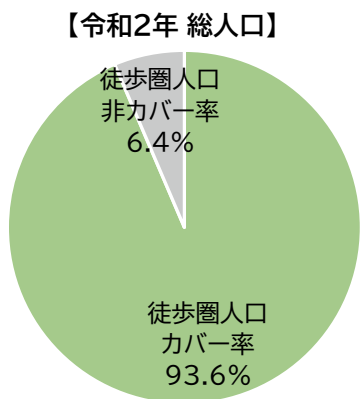


9-9 公共交通沿線地域の徒歩圏人口カバー率・人口密度



徒歩圏人口カバー率（市街化区域内）

備考



【資料】（令和6年時点）
公共交通：札幌市

【公共交通】
J R 駅、地下鉄駅、路面電車駅、バス停

【徒歩圏】
J R 駅、地下鉄駅：800m
路面電車駅、バス停：300m

第1章
計画の
基本事項

第2章
都市づくりの
これまでと
これから

第3章
都市づくりの理念、
目標、立地の適正化に
関する基本的な方針

第4章
誘導区域と
誘導施設

第5章
誘導に関する
施策

第6章
立地適正化計画
における
防災指針

第7章
立地適正化計画の
実効性向上に向けた
指標・目標値

資料編

第1章 計画の
基本事項

第2章 都市づくりの
これから

第3章 都市づくりの理念、
目標、立地の適正化に
関する基本的な方針

第4章 誘導区域と
誘導施設

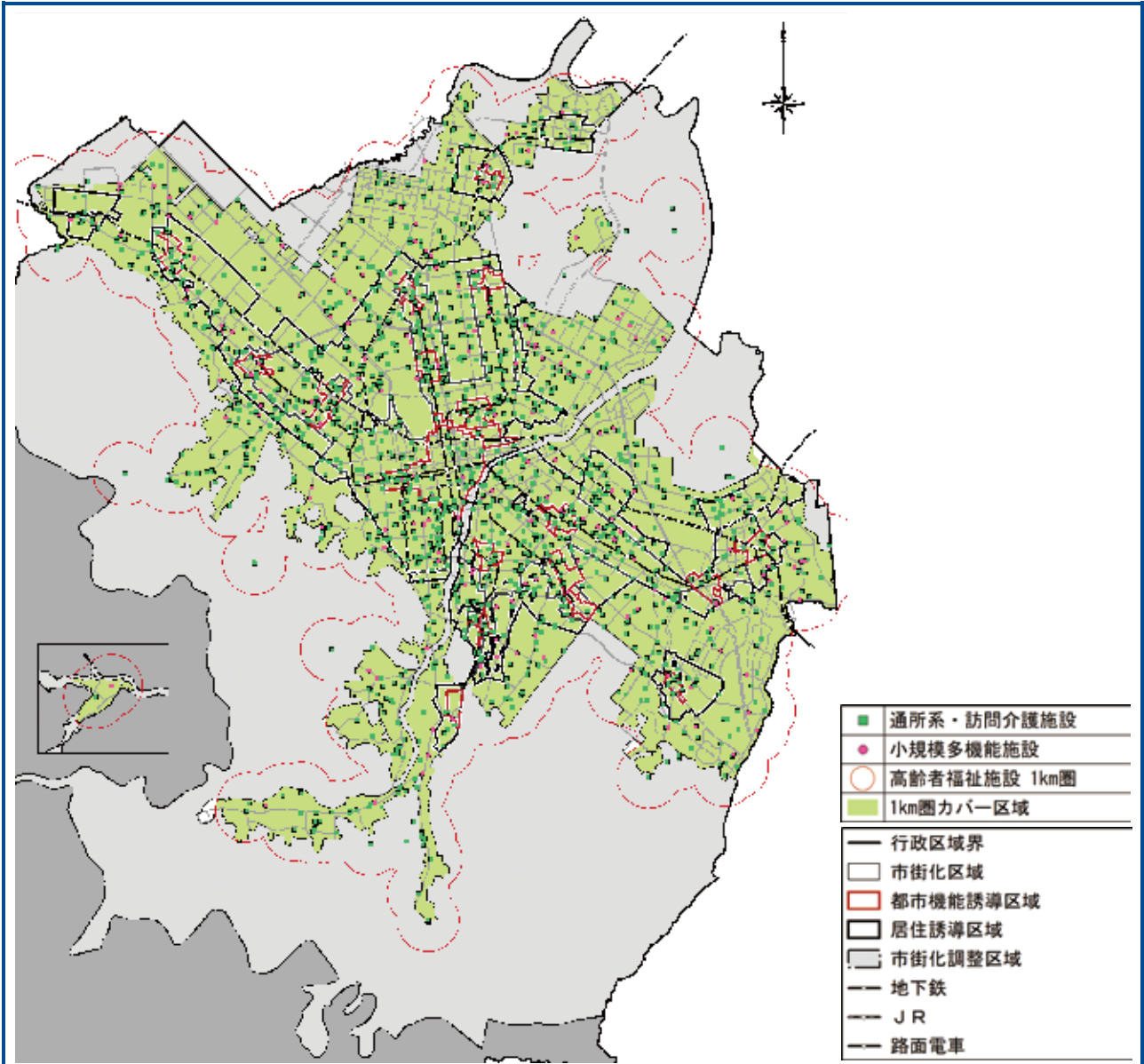
第5章 誘導に関する
施策

第6章 立地適正化計画
における
防災指針

第7章 立地適正化計画の
実効性向上に向けた
指標・目標値

資料編

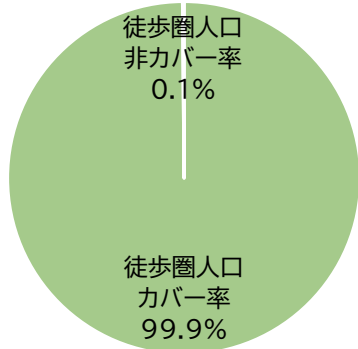
9-10 高齢者福祉施設の1km圏域高齢人口カバー率



徒歩圏人口カバー率（市街化区域内）

備考

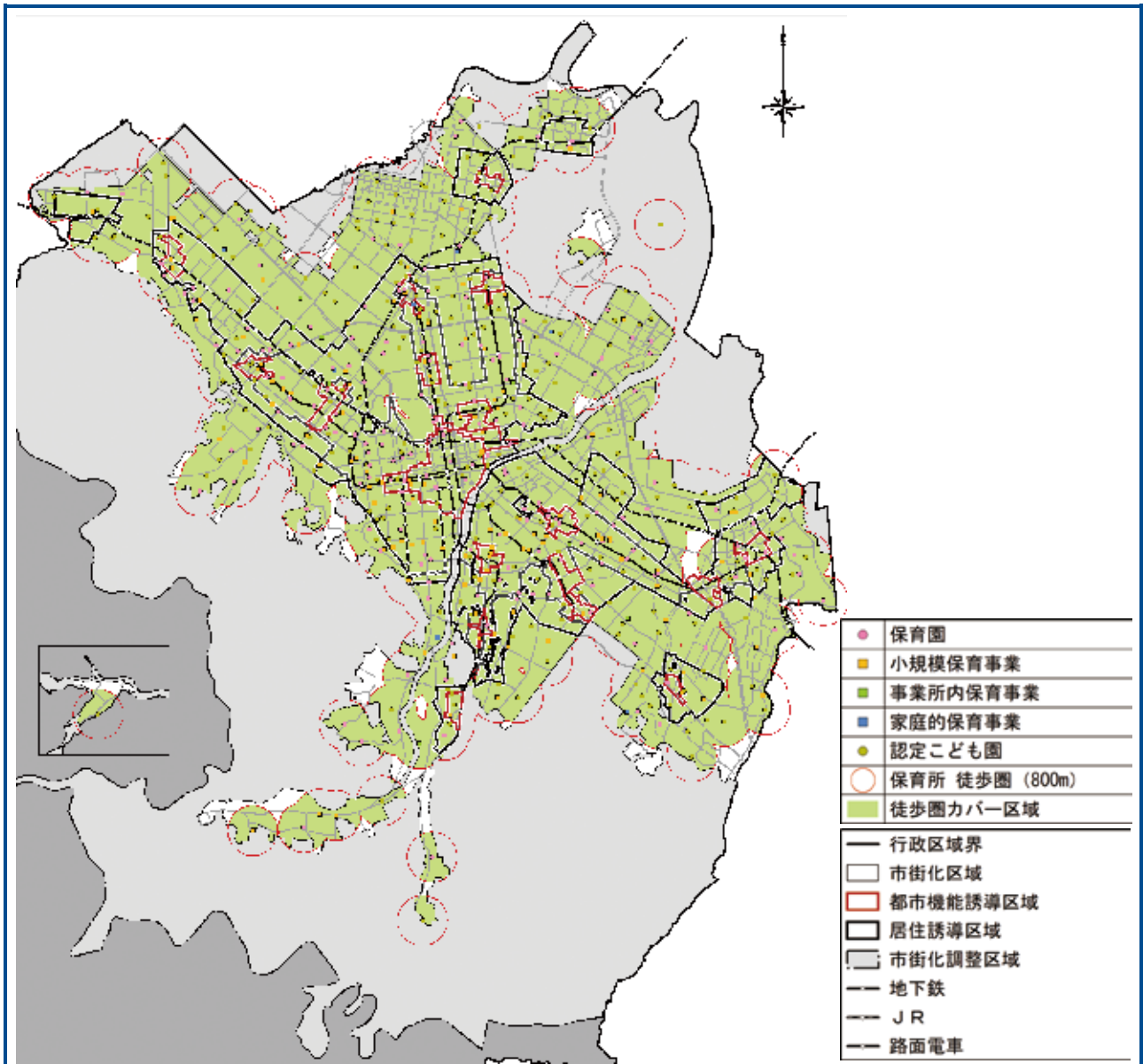
【令和2年 老年人口(65歳以上)】



【資料】(令和6年時点)
高齢者福祉施設：札幌市

【高齢者福祉施設】
通所系・訪問介護施設、小規模多機能施設

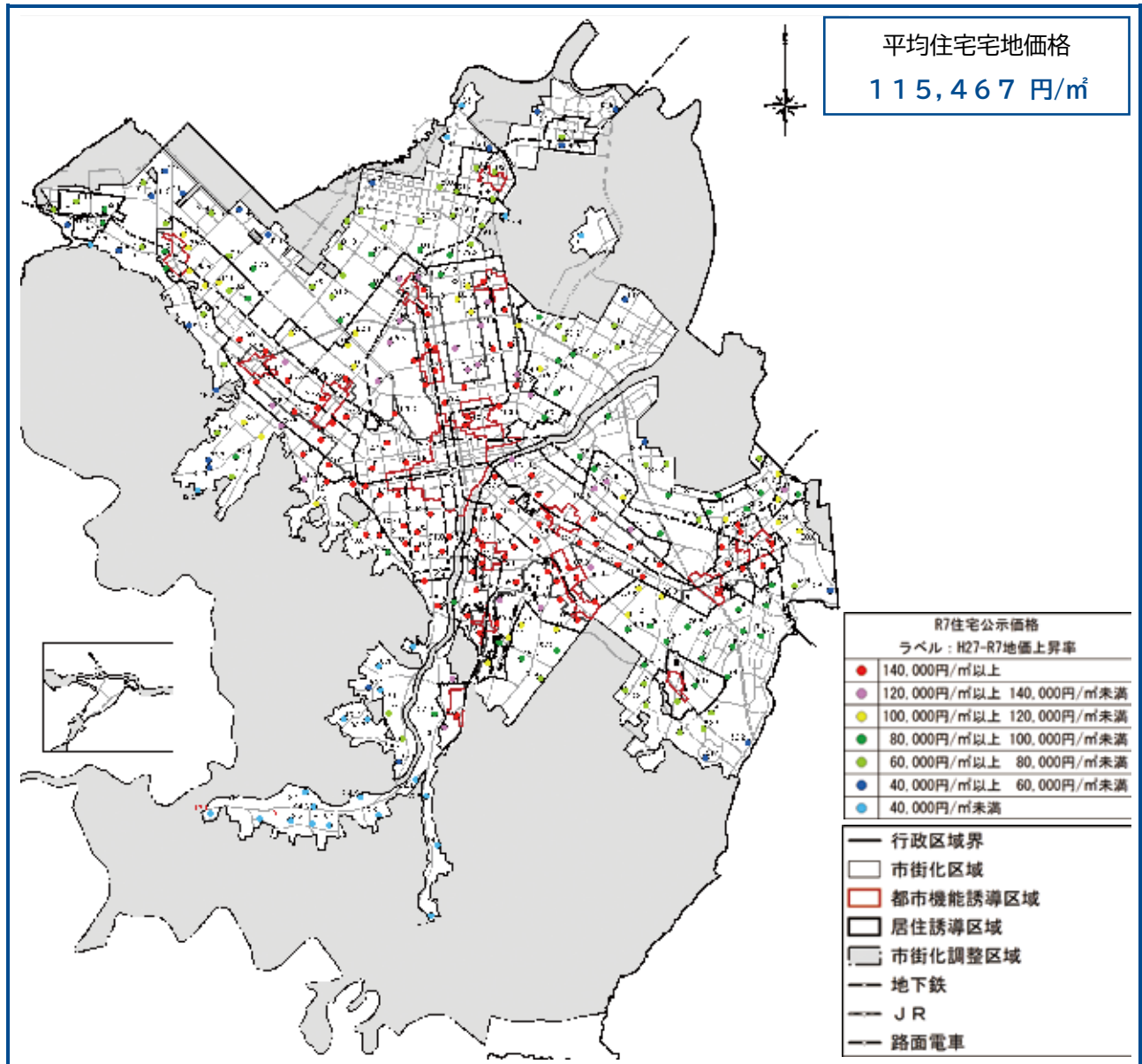
9-11 保育所の徒歩圏0～4歳人口カバー率



徒歩圏人口カバー率（市街化区域内）	備考
<p>【令和2年 0～4歳人口】</p> <p>徒歩圏人口 非カバー率 2.2%</p> <p>徒歩圏人口 カバー率 97.8%</p>	<p>【資料】（令和6年時点） 保育所：札幌市</p> <p>【保育所】 保育園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、認定こども園</p> <p>【徒歩圏】 保育所：800m</p>

- 第1章 計画の基本事項
- 第2章 都市づくりのこれまでとこれから
- 第3章 都市づくりの理念、目標、立地の適正化に関する基本的な方針
- 第4章 誘導区域と誘導施設
- 第5章 誘導に関する施策
- 第6章 立地適正化計画における防災指針
- 第7章 立地適正化計画の実効性向上に向けた指標・目標値

9-12 平均住宅宅地価格



備考

【資料】（令和7年時点）

住宅宅地価格：国土数値情報地価公示データ（国土交通省）

※利用現況「住宅、共同住宅」を抽出して整理

平均住宅宅地価格：各地点の地価÷地点数

第1章 計画の基本事項

第2章 都市づくりのこれから

第3章 都市づくりの理念、目標、立地の適正化に関する基本の方針

第4章 誘導区域と誘導施設

第5章 誘導に関する施策

第6章 立地適正化計画における防災指針

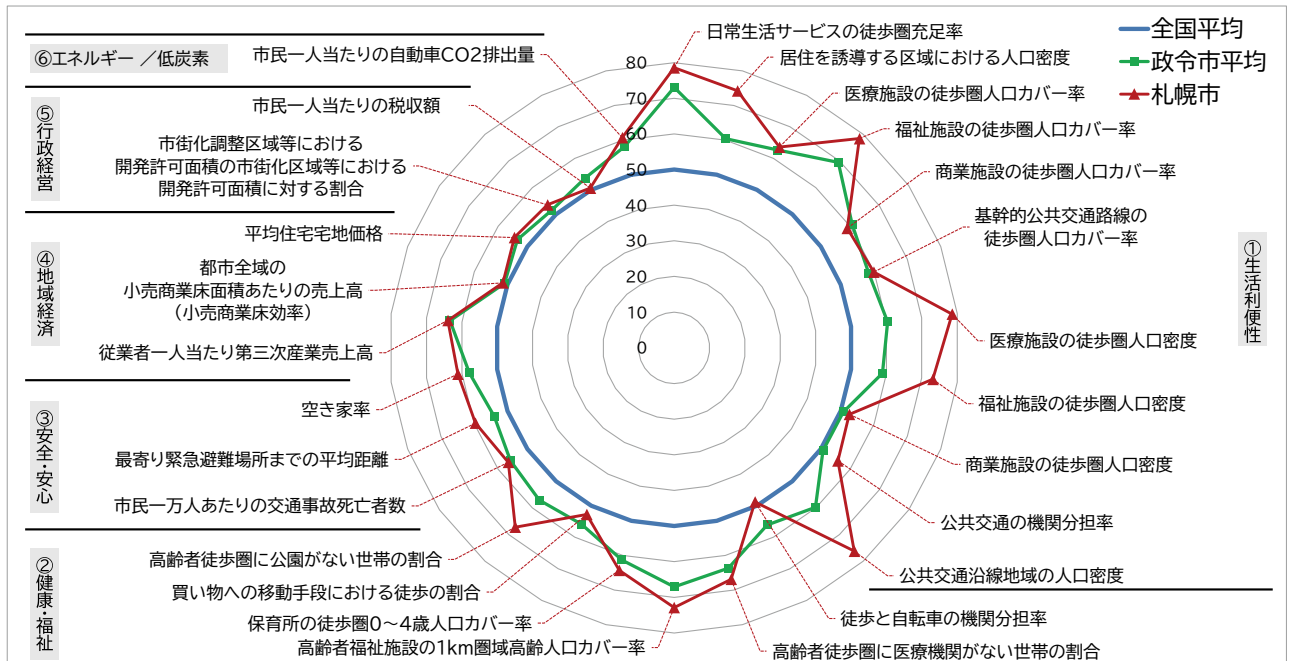
第7章 立地適正化計画の実効性向上に向けた指標・目標値

資料編

9-13 札幌市の都市構造評価 偏差値レーダーチャート

評価項目	単位	平均値			偏差値			備考	
		全国	政令市	札幌市	全国	政令市	札幌市		
①生活利便性	日常生活サービスの徒歩圏充足率	%	21.3	65.3	75.8	50.0	73.1	78.6	全国、政令市は子育て関連施設を含まない平均値
	居住を誘導する区域における人口密度	人/ha	43.5	71.3	108.2	50.0	60.4	74.3	
	医療施設の徒歩圏人口カバー率	%	65.3	94.4	96.6	50.0	62.6	63.6	
	福祉施設の徒歩圏人口カバー率	%	30.8	77.9	99.4	50.0	69.5	78.4	
	商業施設の徒歩圏人口カバー率	%	66.4	94.3	89.8	50.0	60.8	59.0	
	基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率	%	66.3	85.1	88.4	50.0	58.4	59.9	
	医療施設の徒歩圏人口密度	人/ha	16.5	39.8	80.8	50.0	60.4	78.6	
	福祉施設の徒歩圏人口密度	人/ha	18.1	41.2	78.1	50.0	58.9	73.1	
	商業施設の徒歩圏人口密度	人/ha	23.5	41.6	84.6	50.0	50.8	52.6	
	公共交通の機関分担率	%	13.0	13.9	19.3	50.0	50.8	55.8	
②健康・福祉	公共交通沿線地域の人口密度	人/ha	17.7	41.7	82.1	50.0	59.8	76.2	
	徒歩と自転車の機関分担率	%	29.6	35.1	28.6	50.0	56.1	48.8	
	高齢者徒歩圏に医療機関がない世帯の割合	%	60.4	32.5	25.9	50.0	63.6	66.9	値が小さい方が望ましい指標
	高齢者福祉施設の1km圏域高齢人口カバー率	%	38.0	84.2	99.9	50.0	67.1	72.9	
	保育所の徒歩圏0～4歳人口カバー率	%	52.6	88.4	97.8	50.0	61.3	64.3	
	買い物への移動手段における徒歩の割合	%	18.4	24.3	21.2	50.0	55.9	52.8	
③安全・安心	高齢者徒歩圏に公園がない世帯の割合	%	51.3	31.3	2.5	50.0	57.1	67.2	値が小さい方が望ましい指標
	市民一人あたりの交通事故死者数	人	0.7	0.2	0.1	50.0	55.8	56.5	値が小さい方が望ましい指標
	最寄り緊急避難場所までの平均距離	m	677.9	538.9	342.0	50.0	54.0	59.6	値が小さい方が望ましい指標
④地域経済	空き家率	%	7.9	4.3	2.8	50.0	57.9	61.1	値が小さい方が望ましい指標
	従業者一人当たり第三次産業売上高	百万円	12.7	26.6	27.2	50.0	63.3	63.9	
	都市全域の小売商業床面積あたりの売上高(小売商業床効率)	万円/㎡	93.3	100.2	103.8	50.0	50.9	51.4	
⑤行政運営	平均住宅地価	円/㎡	82,486	107,940	115,467	50.0	53.4	54.4	
	市街化調整区域等における開発許可面積の市街化区域等における開発許可面積に対する割合	%	224.8	133.2	28.0	50.0	51.7	53.6	値が小さい方が望ましい指標
⑥エネルギー/低炭素	市民一人当たりの税収額(個人市民税・固定資産税)	千円	135.1	165.7	140.0	50.0	53.7	50.6	
⑥エネルギー/低炭素	市民一人当たりの自動車CO2排出量	t-CO2/年	1.4	0.6	0.3	50.0	58.1	60.7	値が小さい方が望ましい指標

※値が小さい方が望ましい指標については、「100-偏差値」とした偏差値を表示。



第1章 計画の基本事項

第2章 これまでの都市づくりのこれから

第3章 都市づくりの理念、目標、立地の適正化に関する基本的な方針

第4章 誘導区域と誘導施設

第5章 誘導に関する施策

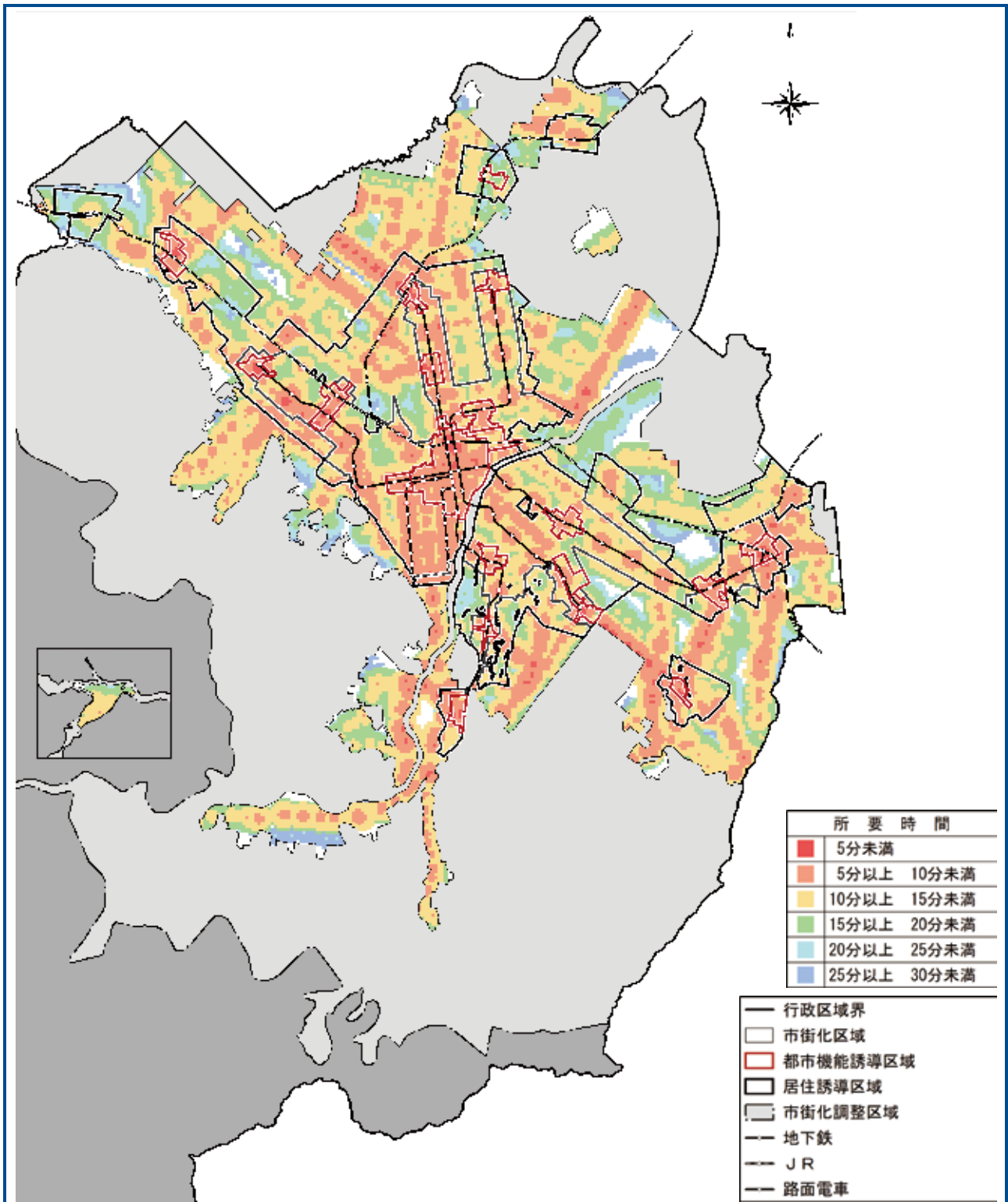
第6章 立地適正化計画における防災指針

第7章 立地適正化計画の実効性向上に向けた指標・目標値

資料編

10 アクセシビリティ指標による評価

10-1 A指標



備考

【資料】A指標：札幌市

※公共交通の利用のしやすさを表す指標であり、任意の時間に家を出て、公共交通に乗車するまでの期待時間

第1章 計画の基本事項

第2章 都市づくりのこれまでとこれから

第3章 都市づくりの理念、目標、立地の適正化に関する基本的な方針

第4章 誘導区域と誘導施設

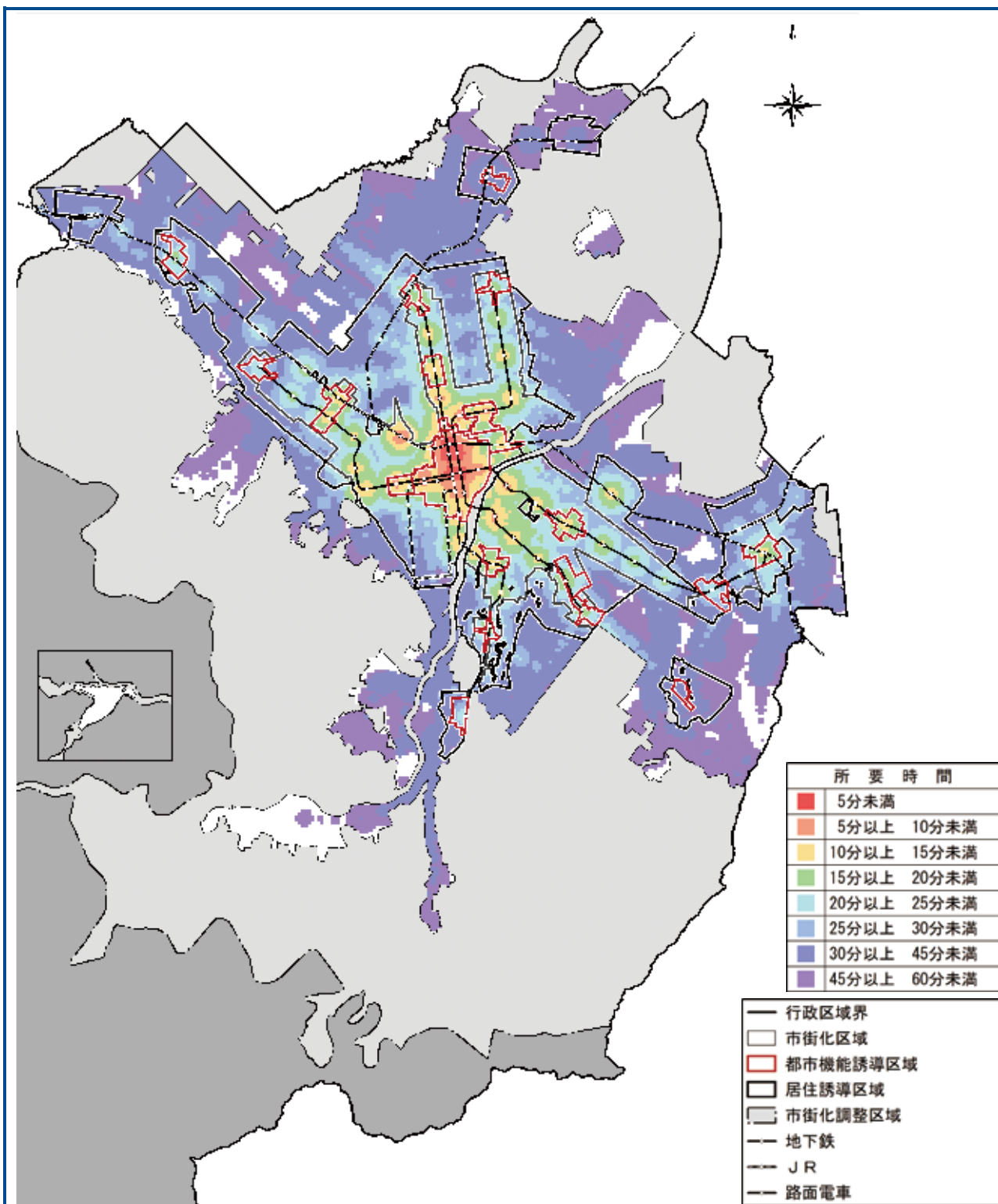
第5章 誘導に関する施策

第6章 立地適正化計画における防災指針

第7章 立地適正化計画の実効性向上に向けた指標・目標値

資料編

10-2 B指標（中心市街地）



備考

【資料】B指標（中心市街地）：札幌市

※都市の中心部への利便性を表す指標であり、任意の時刻に家を出て、札幌市の中心部（J R線及び地下鉄各線の札幌駅・大通駅）に徒歩及び公共交通によって到着するまでの期待時間

第1章
計画の
基本事項

第2章
都市づくりの
これまでと
これから

第3章
都市づくりの理念、
目標、立地の適正化に
関する基本的な方針

第4章
誘導区域と
誘導施設

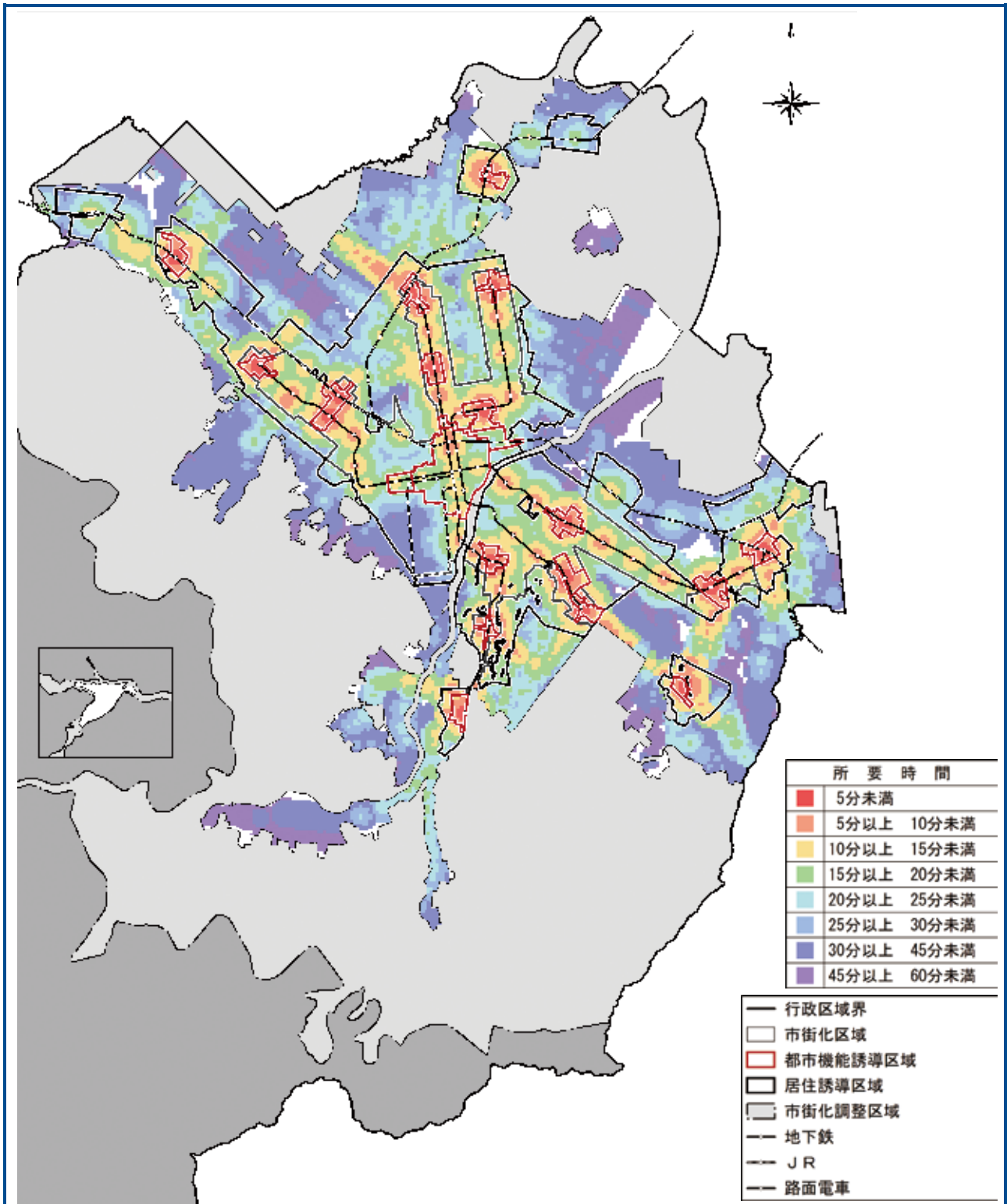
第5章
誘導に関する
施策

第6章
立地適正化計画
における
防災指針

第7章
立地適正化計画の
実効性向上に向けた
指標・目標値

資料編

10-3 B指標（地域交流拠点）



備考

【資料】B指標（地域交流拠点）：札幌市

※地域交流拠点への利便性を表す指標であり、任意の時刻に家を出て、地域交流拠点のいずれかに徒歩及び公共交通によって到着するまでの期待時間

第1章
計画の
基本事項

第2章
都市づくりの
これまでと
これから

第3章
都市づくりの理念、
目標、立地の適正化に
関する基本的な方針

第4章
誘導区域と
誘導施設

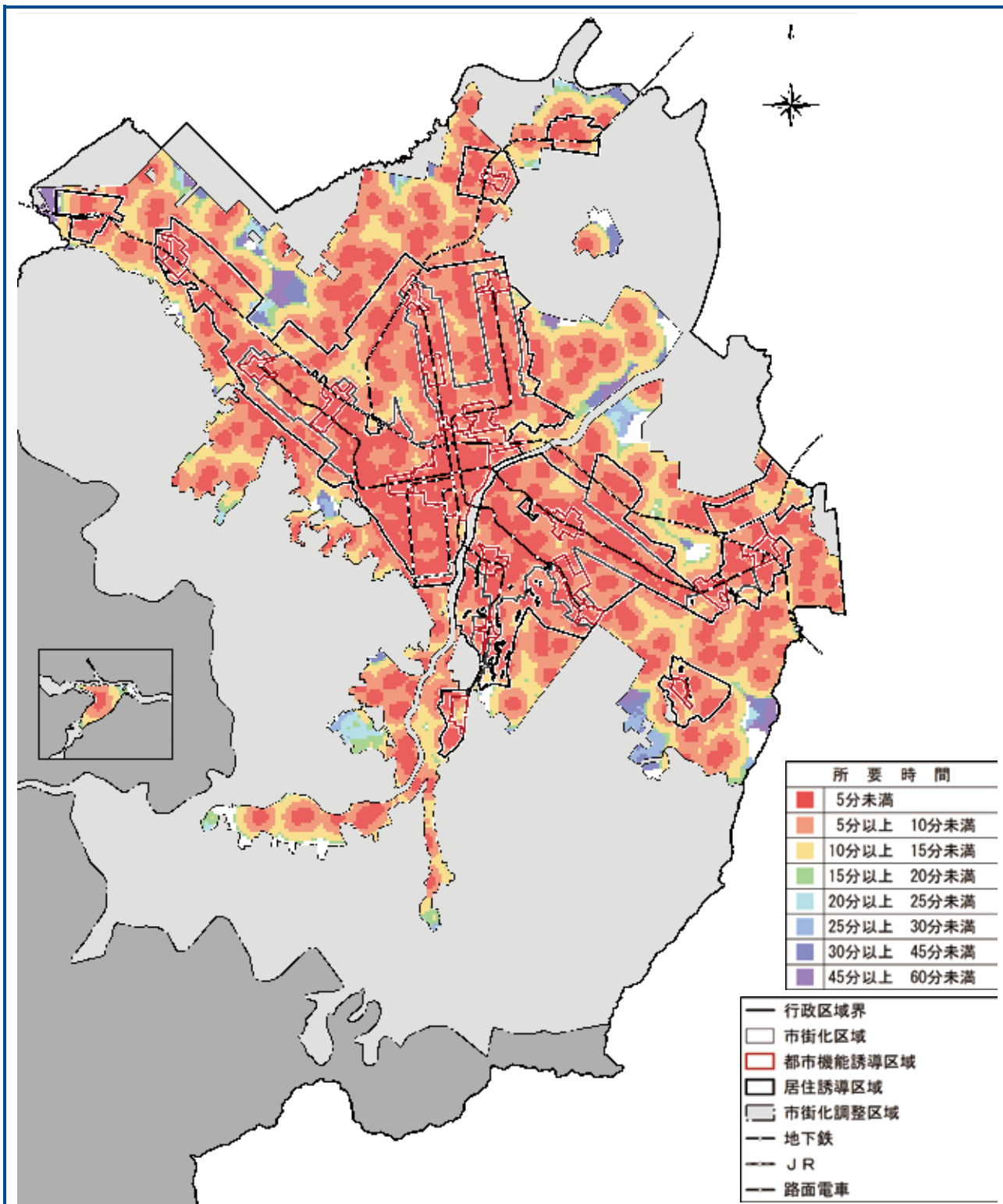
第5章
誘導に関する
施策

第6章
立地適正化計画
における
防災指針

第7章
立地適正化計画の
実効性向上に向けた
指標・目標値

資料編

10-4 C指標（医療）



備考

【資料】C指標（医療）：札幌市

※医療施設への利便性を表す指標であり、任意の時刻に家を出て、医療施設に徒歩及び公共交通によって到着するまでの最短の期待時間

第1章
計画の
基本事項

第2章
都市づくりの
これまでと
これから

第3章
都市づくりの理念、
目標、立地の適正化に
関する基本的な方針

第4章
誘導区域と
誘導施設

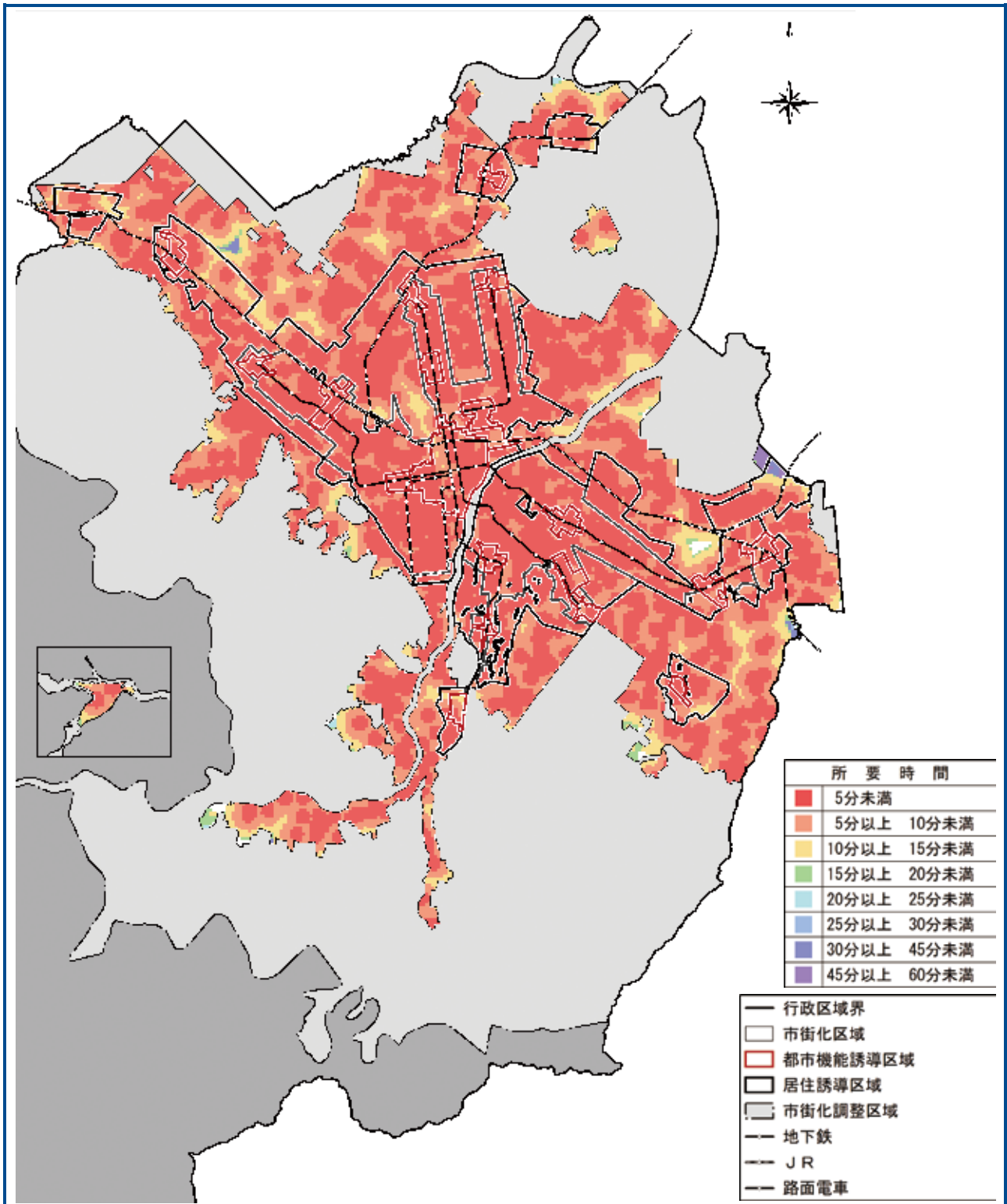
第5章
誘導に関する
施策

第6章
立地適正化計画
における
防災指針

第7章
立地適正化計画の
実効性向上に向けた
指標・目標値

資料編

10-5 C指標（福祉）



備考

【資料】C指標（福祉）：札幌市

※福祉施設への利便性を表す指標であり、任意の時刻に家を出て、福祉施設に徒歩及び公共交通によって到着するまでの最短の期待時間

第1章 計画の基本事項

第2章 都市づくりのこれまでとこれから

第3章 都市づくりの理念、目標、立地の適正化に関する基本的な方針

第4章 誘導区域と誘導施設

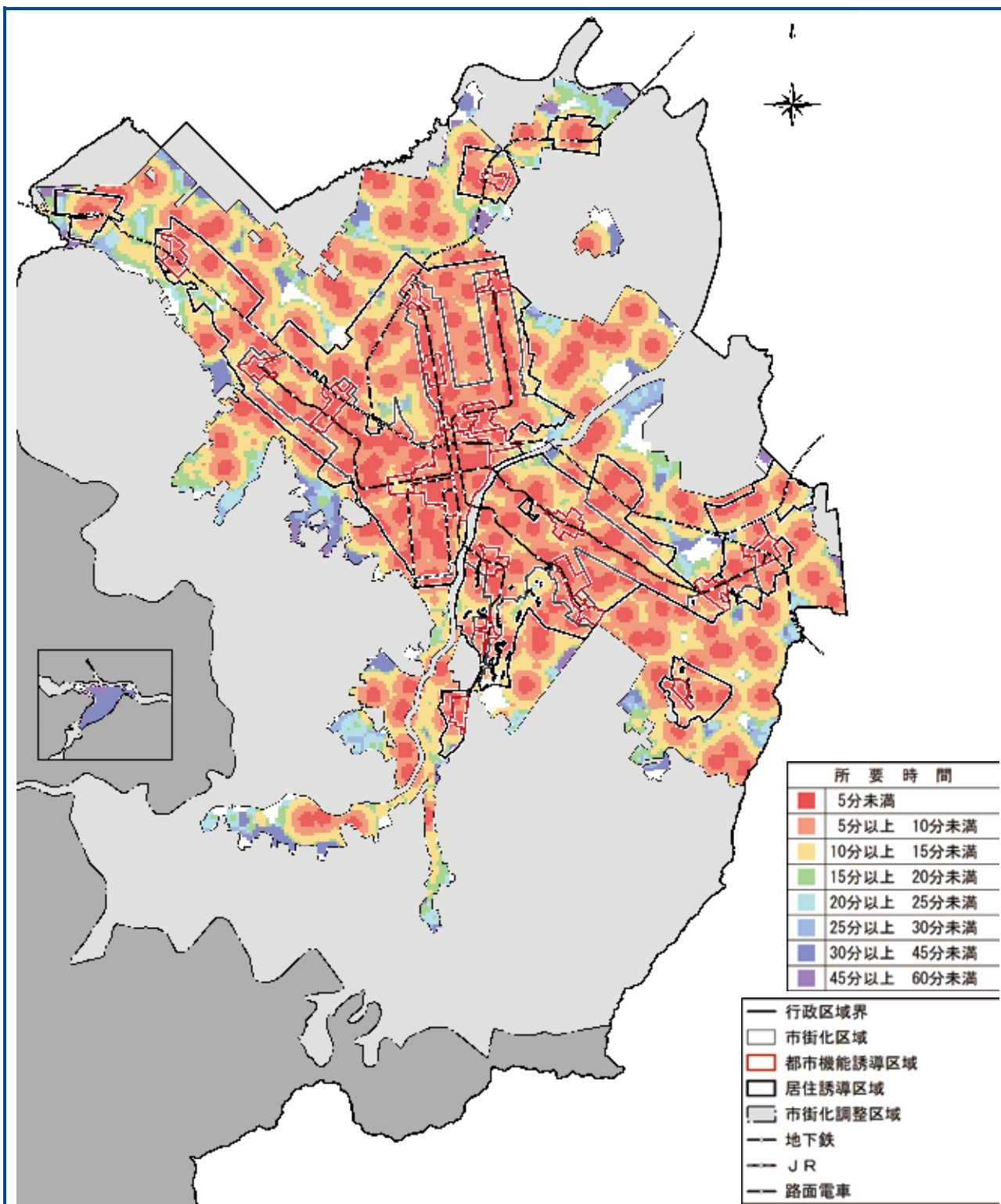
第5章 誘導に関する施策

第6章 立地適正化計画における防災指針

第7章 立地適正化計画の実効性向上に向けた指標・目標値

資料編

10-6 C指標（商業）



備考

【資料】C指標（商業）：札幌市

※商業施設への利便性を表す指標であり、任意の時刻に家を出て、商業施設に徒歩及び公共交通によって到着するまでの最短の期待時間

第1章
計画の
基本事項

第2章
都市づくりの
これまでと
これから

第3章
都市づくりの理念、
目標、立地の適正化に
関する基本的な方針

第4章
誘導区域と
誘導施設

第5章
誘導に関する
施策

第6章
立地適正化計画
における
防災指針

第7章
立地適正化計画の
実効性向上に向けた
指標・目標値

資料編

11 各種届出様式

(様式-1)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和 年 月 日

(宛先) 札幌市長

届出者住所

氏名

開発行為の概要	1	開発区域に含まれる地域の名称	
	2	開発区域の面積	平方メートル
	3	住宅等の用途	
	4	工事の着手予定年月日	令和 年 月 日
	5	工事の完了予定年月日	令和 年 月 日
	6	その他必要な事項	(住宅用区画数) (連絡先)

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

第1章
計画の
基本事項

第2章
都市づくりの
これまでも
これから

第3章
都市づくりの理念、
目標、立地の適正化に
関する基本的な方針

第4章
誘導区域と
誘導施設

第5章
誘導に関する
施策

第6章
立地適正化計画
における
防災指針

第7章
立地適正化計画の
実効性向上に向けた
指標・目標値

資料編

(様式-2)

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、

{

 住宅等の新築
 建築物を改築して住宅等とする行為
 建築物の用途を変更して住宅等とする行為

}
 について、下記により届け出ます。

令和 年 月 日

(宛先) 札幌市長

届出者住所

氏名

1 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	所在・地番	
	地目	
	面積	平方メートル
2 新築しようとする住宅等又は改 築若しくは用途の変更後の住宅等 の用途		
3 改築又は用途の変更をしよう とする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項	(着手予定年月) (戸数) (連絡先)	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

行為の変更届出書

令和 年 月 日

(宛先) 札幌市長

届出者住所

氏名

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 平成・令和 年 月 日

2 変更の内容

(連絡先)

3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(様式-4)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和 年 月 日

(宛先) 札幌市長

届出者住所

氏名

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 建築物の用途	
	4 工事の着手予定年月日	令和 年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	令和 年 月 日
	6 その他必要な事項	(連絡先)

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、

{ 誘導施設を有する建築物の新築
 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 }
 について、下記により届け出ます。

令和 年 月 日

(宛先) 札幌市長

届出者住所

氏名

1 建築物を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	所在・地番	
	地目	
	面積	平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改築 若しくは用途の変更後の建築物 の用途		
3 改築又は用途の変更をしよう とする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項	(着手予定年月日)	
	(連絡先)	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

- 第1章 計画の基本事項
- 第2章 都市づくりのこれまでのことから
- 第3章 都市づくりの理念、目標、立地の適正化に関する基本的な方針
- 第4章 誘導区域と誘導施設
- 第5章 誘導に関する施策
- 第6章 立地適正化計画における防災指針
- 第7章 立地適正化計画の実効性向上に向けた指標・目標値

(様式-6)

行為の変更届出書

令和 年 月 日

(宛先) 札幌市長

届出者住所

氏名

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 平成・令和 年 月 日
- 2 変更の内容

(連絡先)

- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和 年 月 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和 年 月 日

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

誘導施設の休廃止届出書

令和 年 月 日

(宛先) 札幌市長

届出者住所

氏名

都市再生特別措置法第 108 条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

- 1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
(名 称)
(用 途)
(所在地)
- 2 休止（廃止）しようとする年月日 令和 年 月 日
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- 4 休止（廃止）に伴う措置
 - (1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
 - (2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

- 注 1 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。